

325
305

皇國神典要鈔

完

笈克彦謹輯



始



325-305



皇國神典至要鈔

大正
7. 7. 25
内交



掛かままくくももかかああ三三きき

天照大御神の大前あまてらすおほみかみをつつしつみ敬かしらひ拜かみみままつる

天あまつ晴はき

阿あふ面おもて白しろ

阿あな手た伸のび

あふ明あきけ

おけ

天照大御神は御神格中に、「皇大御神の御延長に在し、彌榮の萬世一系の皇靈を本質とし給ふ。皇孫尊即ち代代の天皇皇大御神の宇宙的御存在にわたらせ給ふ。別天神並に神世七代の神神」を始め、「皇大御神、皇孫尊の御輔翼神たらせ給ふ。彌百萬神」を含み給ふ。其の上

皇大御神は特に、神神が相包み相容れ給ふことの中樞に在し、本源に坐すが故に、普く神神を拜し奉るに當りて、ただ皇大御神の御名のみを顯はしまつる。「天つ晴れ、あな面白、あな手伸し、あな明け、おけ」とは

天照大御神の御徳を慕ひ稱へまつるにより、彌百萬神が高天原に於て一口同音に高唱し給ひし所（古語拾遺）にして、是は又、皇大御神の御光を拜受し之を反映しつある彌百萬神御自身の、其の時の御氣分なり。本末を確かにすると共に内外二つならず上下隔てなき神隨らの心持なり。

「天つ晴れ」とは、皇大御神を拜みまつる各人が大空を其の胸中に藏する氣分。「あな面白」とは「此の各自の根本に在まし給ふ豐榮登る日」の御光が、顔を通して輝きつあること。「あな手伸し」とは活氣充滿し勇往邁進せざるを得ざる様。「あな明け」とは常に皇大御神の清明心に歸し奉り唯「まこと」を以て追進するのみなるをいふ。而して「おけ」とは内部の、否内部外部の不二なることを性質とする動令なり。

序

邦國は歴史の産物、殊に理想信仰の創設する所なり、單に利害關係、純理又は權力のみによりて存するものに非ず。故に純理を攻究し利害關係を調和し權力を確立すると共に、益我歴史に同情し、熱誠を以て祖先傳來の理想信仰を陶冶すること、神ながらの一心同體たる皇國をして彌榮えしむる所になり。其の爲には各自の偶然なる獨斷迷信に陥ることを避け、先づ古今を一貫せる不易の秩序を尊重し、神代隨らの形

式によりて修養し、祖先の言傳を熟讀玩味するを要すべし。祖先の生活經驗を承け繼ぎ其の心持に歸一するにより、始て厥の善を長ぜしむることを得、之と離れずに廣く一切を採納し缺けたるを補ひ誤れるを正し得べきなり。己の立つ所以を反省せず、自己内部の活生命を閑却しながら、外邦の善美を採擇同化することは、不可能なり。本源たる祖先の生活に合し、其の延長となり、之を子孫に傳ふるに非ざれば、民族及個人の發達はなし。皇國人は蓋し一人として之を覺らざるものなかるべけれど、未だ皇典國典神典の至要を輯録し之と皇

國體、神社、祝詞との關係を示せるものなし。志は在れども立國の根柢たる皇國精神を修養するには不便なり。此の輯録は未だ完全なるを得ず、自己すらも尙意に満たざる所在り。然も友人の勸のまにまに敢て刊行す。若し以上の目的の爲に多少の補となることを得ば、誠に望外の幸なり。

寛克彦謹みてしるす

第一の第二部を設けたることにつき。

 人は肉塊のみに非ず、神は徒らに超越せる凝り固まりたる存在に坐しませず。

 人を離れては神なく、神を離れては人なし。神は人の中に生き、人は神として其

 の事業を行ふ。是と同じく現代を離れては神代もなく、神代を離れては現代もな

 し。現國は即ち高天原の表現にして、高天原は現國によりて表現せらる。然も人

 として神と相對し、人の地位に立つては神を尊信せざるを得ず、現代に在つて

 見れば神代を認むるを要し、變轉して常なき現國より見れば永遠に彌榮ゆる高天

 原在り。人を忘れ現代を無視して觀得る神及神代は迷信なり、神及神代を自覺せ

凡例

第一の第二部を設けたることにつき。

 人は肉塊のみに非ず、神は徒らに超越せる凝り固まりたる存在に坐しませず。

 人を離れては神なく、神を離れては人なし。神は人の中に生き、人は神として其

 の事業を行ふ。是と同じく現代を離れては神代もなく、神代を離れては現代もな

 し。現國は即ち高天原の表現にして、高天原は現國によりて表現せらる。然も人

 として神と相對し、人の地位に立つては神を尊信せざるを得ず、現代に在つて

 見れば神代を認むるを要し、變轉して常なき現國より見れば永遠に彌榮ゆる高天

 原在り。人を忘れ現代を無視して觀得る神及神代は迷信なり、神及神代を自覺せ

現代を離れて
神代なし。

凡例

一

ずして現代に没頭し人のみに拘泥するは、感覺論自然論唯物論の糟粕に甘ずることなり。皇國古來の理想信仰に於ては、現國は即神國なり、天皇は即「すめらみこと」なり、現御神なり。天皇の御光の下に在つて、天皇を輔翼し奉る臣民は、悉く皆「みこと」なり。人は即神にして神の創設作用を行ひ、世界美化の中心たり、模範たり。此の根本精神を直接に傳ふるものは日本書紀、古事記、古語拾遺、祝詞等にして、其の理想を現代に實現し、其の表現として在るが故に彌々有らしめつつあるものは、法律政治經濟學問宗教道德文學美術技藝其の他の萬般の生活現象及其の歴史なり。之を卷けば神隨ら言舉し得ざる至簡のものとなり、之を開けば浩瀚にして邊際なきものとなる。

神代ながらの
根本と其の表
現とは離れ得
ず。

祝詞を上るは
一般人の事業
なり。

是に於てか本書には第一部として、神隨らの根源を人生につき簡単に言ひ傳へたる古典即神典を鈔録し、第二部に對照として、現御神たらせ給ふ、天皇が臣民の輔翼を以て複雑なる社會生活に據所を示し給へる、最近の、御誓文、御告文、帝國憲法、皇室典範及詔勅中の主要なるものを集録す。而して附録として、官國幣社表と及官國幣社に於て神神に上つる祝詞中先づ人人の知るべきものとを載せたり。神社は神を中心とする人民の團體、祝詞は、一切の人人が直接間接に、天皇の「みこと」以ちて、「神官神職と共に、神神に上つるものに外ならざるを以て、各自の熟知すべきものなればなり。

第二 神典の本文と參照とにつき。廣大なるもの、皇國古來の神國の理想信仰は神隨らのものにして言舉し得べからず、偶々言舉せんとせば生活經

生活経験を離れて理想信仰を談じ得ず。

彌榮が神典の骨髄なり。

神典の言擧は普遍的發達的なり。

皇國精神が彌榮進行の徑路として存し、些細なる生活現象によりて表現せらるると同じく、

凡例

四

驗其の儘を物語ることゝなる。生活經驗とは生活の有ゆる方面を網羅しつゝなす經驗なり。此の生活經驗中に於て特に偉大なるものは、祖先以來相繼續し自他相携へ愈々追進し益々發達する所に認め得らるべし。斯の如く、永遠の時間に互り一切の人々が本來の一心同體を自覺してなしたる彌榮の生活と共に鍛鍊せられたる生活經驗有りの儘の言ひ傳が神典に現はれたる言擧なり。神典の言擧が驚くべく普遍性を帯び且つ發達的なるは此の故なり。神典の言擧により表現せられつゝある理想信仰は普遍的、取り分け、發達的なり。従つて神典所傳の精神は、之を寸斷したる所に無く、其の言ひ傳へ全體の進行の徑路並に些細なる言句の間に活躍せり。されば本書には、省略することなく漏さず記録せられたる古事記を以て本文となし、之を補ふに日本紀(日本書紀)、古語

神典の言も擧の徑路を主とし、些細なる言句により表現せらる。

本書に於ける古事記の讀み方は本居宣長に依る。皇國精神の發見の所は、古事記の校定に依る。他に從ひたる所あり。延喜式祝詞は大體氣吹詞に從へり。祝詞式正調

拾遺及祝詞を以てし、つとめて首尾一貫せる體裁を害せざらしめんとせり。本文といふも參照といふも其の間に價値の等級を附したるに非ず、全く輯録上の便宜に出づるなり。而して段、章、節、款、項の名目を加へたるは皆新たに私記せるものなり。

第三 文體につき。

皇國精神は神隨ら言擧し得ぬものなり。然も言句は生活經驗を傳ふるものにして、精神の表現なり。言句も亦即ち精神其の者たる方面を有す。然るに古事記は寧ろ出來得る丈け、暗誦したる舊辭其の儘を文字に寫したるも、日本紀(日本書紀)古語拾遺は之に反して漢文に反譯せられたるものとす。従つて古事記は假名交り文とするも原文と甚しき相違を見ず、言傳の精神を害すること稀なり。是、

凡例

五

一 頭註は特に注意すべき事項を編者が偶然に私記せるもの、二 本文中「太き活字」を用ゐたる部分も編者の私記せるもの、三 本文中括弧を設け同様なる事項を繰返しつあるも亦編者の私記せるもの、四 古事記本文中に前略中略又は下略と記するものよ編者が信仰に特別の重要な關係なしと認めて私に省略せるものなり。

紀元二千五百七十八年

大正七年二月十日

寛十二克彦

謹みてしるす

皇國神典至要鈔目次

第壹部 (肇國樹德篇) 神代及東幸

参考 古事記序 太朝臣安萬侶作……………一

古語拾遺序 齋部宿禰廣成作……………八

第一段 別天神並神世七代の神神 古事記上の卷

第一章 御神格……………一一

第一節 別天神……………一一

第一款 造化三神……………一一

以下延喜式
の祝詞は
延喜式の
旨を附記
することを
省く

第二款	造化三神の顯現たる神神	二二
第二節	神世七代(造化三神の顯現)	二二
参照	祈年祭月次祭に鎮魂の八神に申す祝詞(延喜式)	二四
第二章	別天神並神世七代の神神の御活動	一六
第一節	産靈の性質及効力	一六
	三種の世界	一六
第二節	産靈の各論	一八
第一款	準備として國土及神人を生む	一八
第一項	時間及空間	一八

第二項	國土(豊葦原)	一九
参照	生島神足島神に申す祈年祭月次祭祝詞	二一
第三項	神人を生む	二一
第一目	前段の物素の神神	二一
参照	水分神に申す祈年祭月次祭祝詞	二三
参照	龍田風神祭祝詞	二四
参照	大殿祭祝詞	二八
参照	祈年祭及月次祭に山口神に申す祝詞	三一
参照	廣瀬大忌祭に山口神に申す祝詞	三一
第二目	後段の物素の神	三三

参照 鎮火祭祝詞……………三四

第三目 豊宇氣毘賣神……………三六

参照 祈年祭及月次祭に豊宇氣毘賣神に申す祝詞……………三七

第四目 建御雷之男神……………三九

第二款 美神根の國に神避け給ひ岐神追ひ行き給ふ……………四一

参照 日本紀 一書……………四六

第三款 禊及之により成りませる神神……………四八

第一項 禊の性質及種類……………四八

参照 六月晦大祓詞……………四八

第二項 禊により成りませる神神……………五三

第一目 物上に成りませる神神……………五三

参照 道饗祭祝詞……………五四

第二目 心身上に成りませる神神……………五六

参照 遣唐使時奉幣祝詞……………五七

第二段 神代本記 古事記 上巻續……………五九

第一章 總 說……………五九

参照 祈年祭祝詞……………六〇

参照 伊勢太神宮に奉る祝詞……………六二

二月祈年祭六月十二月月次祭 勅使……………六二

六月月次祭	宮司	六二
九月神嘗祭	勅使	六四
同 神嘗祭	宮司	六四
四月神衣祭		六六
参照 日本紀第九 神功皇后紀		六六
参照 日本紀 本書		六六
第二章 高天原に於ける天孫御降臨の準備		七五
第一節 治者の本質の自覺		七五
第一款 建速須佐之男神は中つ國の治者たるを得ず		七五

参照 日本紀 本文	七六
第二款 建速須佐之男神の參上	七七
参照 日本紀 本書	七九
第三款 天安河の誓により彌榮を給ふ萬世一系の治者定まる	八〇
第一項 御誓の性質	八〇
第二項 御誓の實行及効果	八一
第二節 高天原の理想即治國修身の根本義の自覺	八五
第一款 天石屋戸隱の原因 建速須佐之男神の亂行及	
天照大御神の御態度	八五
第二款 天照大御神の御地位	八七

第三款 八百萬神は輔翼神なり……………八七

第四款 彌榮ゆる理想の自覺……………八七

第一項 前段……………八七

第二項 参照 日本紀 本書……………九〇

 日本紀 一書……………九一

第一項 参照 日本紀 一書……………九二

第二項 参照 古語拾遺……………九三

第二項 中段……………九四

参照 日本紀 本書……………九六

第三項 後段……………九六

参照 古語拾遺……………九七

参照 日本紀 本書……………九八

参照 日本紀 一書……………九八

参照 日本紀 一書……………九九

第三章 豊葦原及根の國に於ける天孫御降臨の準備……………一〇一

第一節 建速須佐之男神と國土經營の準備……………一〇二

第一款 先づ家を興し國土經營の基を造る……………一〇八

 豊葦原の荒魂と天の叢雲劍……………一〇二

参照	日本紀	本書	一〇七
参照	日本紀	一書	一〇八
参照	日本紀	一書	一〇九
第二款	經濟關係利害關係の基を作る		一〇九
参照	廣瀬大忌祭祝詞		一一〇
参照	日本紀	一書	一一二
参照	日本紀	一書	一一三
第二節	大國主神と國土經營の進捗		一一四
第一款	御名及御性質		一一四
参照	出雲風土記		一一五

第二款	經營の第一期	一一八	
第三款	經營の第二期	一二四	
第四款	經營の第三期	一三一	
参照	日本紀	一書	一三三
参照	日本紀	一書	一三四
第五款	經營の第四期	一三五	
参照	日本紀	一書	一三六
第三節	大年神	一三八	
参照	祈年祭に御年神に申す祝詞	一三九	
参照	平野祭祝詞	一四〇	

参照 久度古開の神を祭る祝詞……………一四二

参照 祈年祭月次祭に座摩神に申す祝詞……………一四四

第四章 天孫御降臨(理想の實現)……………一四六

第一節 天孫天降の意義……………一四六

第二節 天孫天降につきて大國主神との交渉……………一四六

第一款 高天原と豊葦原との交渉……………一四六

参照 日本紀 本書……………一五八

第二款 大國主神の御誓……………一六一

参照 出雲國造神賀詞……………一六四

参照 春日祭祝詞……………一六八

参照 遷却崇神祭祝詞……………一七〇

参照 日本紀 一書……………一七三

参照 日本紀 一書……………一七五

第三節 天孫御降臨の有様……………一七六

第一款 太子に更へ天孫を降し給ふ……………一七六

第二款 猿田毘古神及宇受賣神……………一七八

参照 日本紀 一書……………一七九

参照 大殿祭に大宮賣神に申す祝詞……………一八一

第三款 御神勅……………一八二

参照 日本紀 一書……………一八三

参照 日本紀 一書……………一八四

参照 古語拾遺……………一八六

参照 豊受宮神嘗祭祝詞……………一八八

参照 御門祭祝詞……………一八九

参照 祈年祭月次祭に御門神に申す祝詞……………一九〇

第四款 御降臨……………一九一

参照 日本紀 一書……………一九三

第五章 天孫御降臨後……………一九五

第一節 御降臨後の天孫……………一九五

第一款 大嘗……………一九五

参照 大嘗祭祝詞……………一九六

参照 中臣壽詞(台記別記)……………一九七

第二款 木之花佐久夜毘賣命を立て皇后となし給ふ……………二〇〇

第三款 火遠理命生まれ給ふ……………二〇二

第二節 火遠理命……………二〇四

第三款 鵜葺草葺不合命……………二一七

第三段 神武天皇の御東幸維新 古事記 中つ巻……………二一九

第一 恢弘天業光宅天下維新の大御心……………二一九

 参照 日本紀 神武紀……………二一九

第二 御東幸……………二二一

 一 御發程……………二二一

 二 南方より廻行し給ふ……………二二三

 三 諸のまつろはざる者を征す……………二二七

 四 饒速日命、可美真手命が、天照大御神の御本系は
 神倭伊波禮毘古命なることを認めて參降り給ふ……………二三四

第三 奠都維新及び神祇の奉齋……………二三六

 参照 日本紀 神武紀……………二三六

第十 八咫鏡……………二三九

 参照 日本紀 神武紀……………二三九

第十一 立派其間……………二四〇

 参照 日本紀 神武紀……………二四〇

第十二 皇靈其間……………二四二

 参照 古事記 水垣の宮 崇神天皇……………二四二

第十三 大津宮……………二四四

 参照 古語拾遺……………二四四

第十四 神靈其間……………二四五

 参照 日本紀 崇神紀……………二四五

第十五 皇靈其間……………二四九

 参照 日本紀 垂仁紀……………二四九

第十六 皇靈其間……………二五一

 参照 古語拾遺……………二五一

第十七 皇靈其間……………二五二

 参照 古語拾遺……………二五二

第十八 皇靈其間……………二五三

 参照 古語拾遺……………二五三

第十九 皇靈其間……………二五四

 参照 古語拾遺……………二五四

第二十 皇靈其間……………二五五

 参照 古語拾遺……………二五五

第二十一 皇靈其間……………二五六

 参照 古語拾遺……………二五六

第二十二 皇靈其間……………二五七

 参照 古語拾遺……………二五七

第二十三 皇靈其間……………二五八

 参照 古語拾遺……………二五八

第二十四 皇靈其間……………二五九

 参照 古語拾遺……………二五九

第二十五 皇靈其間……………二六〇

 参照 古語拾遺……………二六〇

第二十六 皇靈其間……………二六一

 参照 古語拾遺……………二六一

第二十七 皇靈其間……………二六二

 参照 古語拾遺……………二六二

第二十八 皇靈其間……………二六三

 参照 古語拾遺……………二六三

第二十九 皇靈其間……………二六四

 参照 古語拾遺……………二六四

第三十 皇靈其間……………二六五

 参照 古語拾遺……………二六五

第三十一 皇靈其間……………二六六

 参照 古語拾遺……………二六六

第三十二 皇靈其間……………二六七

 参照 古語拾遺……………二六七

第三十三 皇靈其間……………二六八

 参照 古語拾遺……………二六八

第三十四 皇靈其間……………二六九

 参照 古語拾遺……………二六九

第三十五 皇靈其間……………二七〇

 参照 古語拾遺……………二七〇

第三十六 皇靈其間……………二七一

 参照 古語拾遺……………二七一

第三十七 皇靈其間……………二七二

 参照 古語拾遺……………二七二

第三十八 皇靈其間……………二七三

 参照 古語拾遺……………二七三

第三十九 皇靈其間……………二七四

 参照 古語拾遺……………二七四

第四十 皇靈其間……………二七五

 参照 古語拾遺……………二七五

第四十一 皇靈其間……………二七六

 参照 古語拾遺……………二七六

第四十二 皇靈其間……………二七七

 参照 古語拾遺……………二七七

第四十三 皇靈其間……………二七八

 参照 古語拾遺……………二七八

第四十四 皇靈其間……………二七九

 参照 古語拾遺……………二七九

第四十五 皇靈其間……………二八〇

 参照 古語拾遺……………二八〇

第四十六 皇靈其間……………二八一

 参照 古語拾遺……………二八一

第四十七 皇靈其間……………二八二

 参照 古語拾遺……………二八二

第四十八 皇靈其間……………二八三

 参照 古語拾遺……………二八三

第四十九 皇靈其間……………二八四

 参照 古語拾遺……………二八四

第五十 皇靈其間……………二八五

 参照 古語拾遺……………二八五

第五十一 皇靈其間……………二八六

 参照 古語拾遺……………二八六

第五十二 皇靈其間……………二八七

 参照 古語拾遺……………二八七

第五十三 皇靈其間……………二八八

 参照 古語拾遺……………二八八

第五十四 皇靈其間……………二八九

 参照 古語拾遺……………二八九

第五十五 皇靈其間……………二九〇

 参照 古語拾遺……………二九〇

第五十六 皇靈其間……………二九一

 参照 古語拾遺……………二九一

第五十七 皇靈其間……………二九二

 参照 古語拾遺……………二九二

第五十八 皇靈其間……………二九三

 参照 古語拾遺……………二九三

第五十九 皇靈其間……………二九四

 参照 古語拾遺……………二九四

第六十 皇靈其間……………二九五

 参照 古語拾遺……………二九五

第六十一 皇靈其間……………二九六

 参照 古語拾遺……………二九六

第六十二 皇靈其間……………二九七

 参照 古語拾遺……………二九七

第六十三 皇靈其間……………二九八

 参照 古語拾遺……………二九八

第六十四 皇靈其間……………二九九

 参照 古語拾遺……………二九九

第六十五 皇靈其間……………三〇〇

 参照 古語拾遺……………三〇〇

第六十六 皇靈其間……………三〇一

 参照 古語拾遺……………三〇一

第六十七 皇靈其間……………三〇二

 参照 古語拾遺……………三〇二

第六十八 皇靈其間……………三〇三

 参照 古語拾遺……………三〇三

第六十九 皇靈其間……………三〇四

 参照 古語拾遺……………三〇四

第七十 皇靈其間……………三〇五

 参照 古語拾遺……………三〇五

第七十一 皇靈其間……………三〇六

 参照 古語拾遺……………三〇六

第七十二 皇靈其間……………三〇七

 参照 古語拾遺……………三〇七

第七十三 皇靈其間……………三〇八

 参照 古語拾遺……………三〇八

第七十四 皇靈其間……………三〇九

 参照 古語拾遺……………三〇九

第七十五 皇靈其間……………三一〇

 参照 古語拾遺……………三一〇

第七十六 皇靈其間……………三一〇

 参照 古語拾遺……………三一〇

第七十七 皇靈其間……………三一〇

 参照 古語拾遺……………三一〇

第七十八 皇靈其間……………三一〇

 参照 古語拾遺……………三一〇

第七十九 皇靈其間……………三一〇

 参照 古語拾遺……………三一〇

第八十 皇靈其間……………三一〇

 参照 古語拾遺……………三一〇

第八十一 皇靈其間……………三一〇

 参照 古語拾遺……………三一〇

第八十二 皇靈其間……………三一〇

 参照 古語拾遺……………三一〇

第八十三 皇靈其間……………三一〇

 参照 古語拾遺……………三一〇

第八十四 皇靈其間……………三一〇

 参照 古語拾遺……………三一〇

第八十五 皇靈其間……………三一〇

 参照 古語拾遺……………三一〇

第八十六 皇靈其間……………三一〇

 参照 古語拾遺……………三一〇

第八十七 皇靈其間……………三一〇

 参照 古語拾遺……………三一〇

第八十八 皇靈其間……………三一〇

 参照 古語拾遺……………三一〇

第八十九 皇靈其間……………三一〇

 参照 古語拾遺……………三一〇

第九十 皇靈其間……………三一〇

 参照 古語拾遺……………三一〇

第九十一 皇靈其間……………三一〇

 参照 古語拾遺……………三一〇

第九十二 皇靈其間……………三一〇

 参照 古語拾遺……………三一〇

第九十三 皇靈其間……………三一〇

 参照 古語拾遺……………三一〇

第九十四 皇靈其間……………三一〇

 参照 古語拾遺……………三一〇

第九十五 皇靈其間……………三一〇

 参照 古語拾遺……………三一〇

第九十六 皇靈其間……………三一〇

 参照 古語拾遺……………三一〇

第九十七 皇靈其間……………三一〇

 参照 古語拾遺……………三一〇

第九十八 皇靈其間……………三一〇

 参照 古語拾遺……………三一〇

第九十九 皇靈其間……………三一〇

 参照 古語拾遺……………三一〇

第一百 皇靈其間……………三一〇

 参照 古語拾遺……………三一〇

第貳部 (彌榮篇) 現代

第一 五箇條ノ御誓文 明治元年三月十四日……………二五三

第二 民ヲ率キ民ト共ニ一新スルノ御宸翰 明治元年三月十四日……………二五五

第三 祭政一致ノ詔 明治元年十月十七日……………二五八

第四 施政諮詢ノ詔 明治二年四月二十日……………二五九

第五 神靈鎮祭ノ詔 明治三年正月三日……………二六〇

第六 大教宣布ノ詔 明治三年正月三日……………二六〇

第七 皇靈及神器奉安ノ詔 明治四年九月十四日……………二六一

第八 議院憲法制定ノ上諭 明治七年五月二日詔……………二六二

第九 立憲政體ノ詔書 明治八年四月十四日……………二六三

第十 人民ヲ匡直輔翼スベキ勅語 明治十三年二月二十七日……………二六四

第十一 國會開設ノ勅諭 明治十四年十月十二日……………二六六

第十二 軍人ニ賜リタル勅諭 明治十五年一月四日……………二六八

第十三 皇室典範及帝國憲法制定ニツキテノ告文 明治二十二年二月十一日……………二七七

第十四 憲法發布勅語 明治二十二年二月十一日……………二七九

第十五 憲法制定ノ上諭及大日本帝國憲法 明治二十二年二月十一日……………二八〇

第十六 皇室典範制定ノ上諭及皇室典範 明治二十二年二月十一日……………二九〇

第十七 皇室典範増補ニツキテノ告文 明治四十年二月十一日……………二九七

第十八 皇室典範増補ノ上諭及皇室典範増補 明治四十年二月十一日……………二九九

第十九 教育勅語 明治二十三年十月三十日……………三〇一

第二十 戊申詔書 明治四十一年十月十三日……………三〇二

第二十一 御即位禮勅語 大正四年十一月十日 三〇三

附 録

第一類 皇室祭祀令 登極令 攝政令 立儲令等 三〇七

第一 皇室祭祀令 明治四十一年九月十九日 皇室令第一號 三〇七

第二 登極令 明治四十二年二月十一日 皇室令第一號 三一〇

第三 攝政令 明治四十二年二月十一日 皇室令第二號 三一四

第四 立儲令 明治四十二年二月十一日 皇室令第三號 三一五

第五 皇室成年式令 明治四十二年二月十一日 皇室令第四號 三一六

第六 神宮祭祀令 大正三年一月二十六日 勅令第九號 三一七

第七 官國幣社以下神社祭祀令 大正三年一月二十六日勅令第十號 三一九

第二類 現行神社祝詞 三二一

第一 官國幣社祝詞 大正三年三月二十八日 三二一

第二 各神社大祓詞 三三〇

第三類 官國幣社一覽表 三三三

第一節 (社格ニヨリ排列スルモノ) 社名 祭神 祭日 鎮座地 三三三

第二節 (例祭日ニヨリ排列スルモノ) 官國幣社例祭日 三四九

第四類 神代系統表 三五六

第五類 神武天皇 御東幸後 皇位繼承表 三六〇

第六類 日本建國體制至要 三六一

第七類 神名索引(辭典兼用)……………三六三

第八類 神宮及官國幣社索引……………三八六

第九類 延喜祝詞及天神式壽詞等索引……………三九二

第十類 神典研究ノ栞……………三九五

第一 總 說……………三九五

第二 神典解釋の注意……………三九八

第三 古典の本文及註釋……………四〇二

第一 古事記……………四〇二

第二 日本紀……………四〇五

第三 古語拾遺……………四一〇

皇國神典至要鈔目次終

第四 祝 詞……………四一一

第五 萬葉集……………四一二

第六 諸國風土記類……………四一三

第七 舊事紀……………四一四

附 國書辭典……………四一五

第四 國學者系統略表……………四一五

皇國神典至要目次

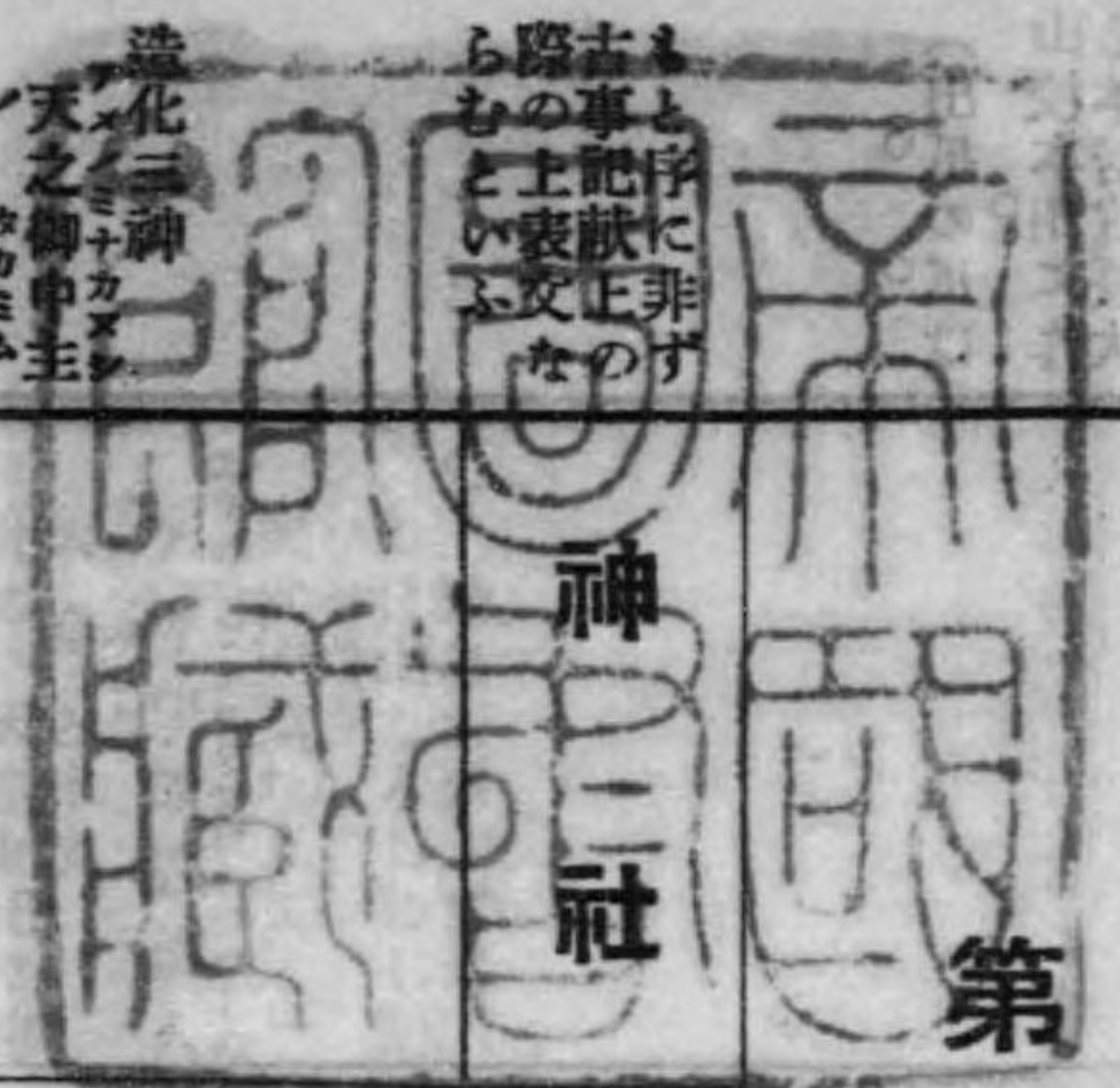
Table of contents with faint text and page numbers.

皇國神典至要鈔

寬 克彦 謹輯

第一部(肇國樹德篇)

神代及東幸



神代神國
天之御祖
高御產
神日神
產巢日神

參考 古事記序 太朝臣安萬侶作

臣安萬呂言。夫混元既凝。氣象未效。無名無爲。誰知其形。然乾坤初分。參神作造化之首。陰陽斯開。二靈爲群。品。

參考 古事記序

二祖靈
伊弉諾
伊弉諾
伊弉美
神

(出爪の爪は
山校本川に作
る人居宜長大
人は山の誤な
らんと斷ず)

参考 古事記序

之祖。所以出入幽顯。日月彰於洗目。
 浮沈海水。神祇呈於滌身。故太素杳冥。
 因本教而識孕土產島之時。元始綿邈。
 賴先聖而察生神立人之世。寔知懸鏡吐
 珠。而百王相續。喫劍切蛇。以萬神蕃
 息歟。議安河而平天下。論小濱而清國
 土。是以番仁岐命。初降于高千嶺。神
 倭天皇。經歷于秋津島。化熊出爪。天
 劍獲於高倉。生尾遮徑。大鳥導於吉野。
 列儻攘賊。聞歌伏仇。即覺夢而敬神祇。

二

(イ)飛鳥清原大宮に天
 つ日嗣しろしめし給
 ひしは
 天武天皇なり又
 天渟中原瀛真人
 天皇と申す。
 此の神天皇を祀り奉
 伊勢桑名郡生村
 美濃國不破郡關原村
 郷社

参考 古事記序

所以稱賢后。望烟而撫黎元。於今傳聖
 帝。定境開邦。制于近淡海。正姓撰氏。
 勅于遠飛鳥。雖步驟各異。文質不同。
 莫不稽古以繩風猷於既頽。照今以補典
 教於欲絶。
 暨飛鳥清原大宮(イ)。御大八洲。天皇御世上。
 潛龍體元。洊雷應期。聞夢歌而想纂業。
 投夜水而知承基。然天時未臻。蟬蛻於
 南山。人事共洽。虎步於東國。皇輿忽
 駕。凌渡山川。六師雷震。三軍電逝。

三

杖一矛舉威。猛士烟起。絳旗耀兵。凶徒瓦
 解。未移浹辰。氣沴自清。乃放牛息馬。
 愷悌歸於華夏。卷旌戢戈。儻停於都邑。
 歲次大梁。月踵夾鐘。清原大宮。昇即
 天位。道軌軒后。德跨周王。握乾符而
 摠六合。得天統而包八荒。乘二氣之正
 齊五行之序。設神理以獎俗。敷英風以
 弘國。重加智海。浩瀚潭探。上古。心鏡
 煒煌。明觀先代。
 於是天皇詔之。朕聞諸家之所賚。帝紀

邦家之經緯
王化之鴻基

撰錄帝紀討
三敷舊辭削
偽定實欲
流後葉

元明天皇又
日本根子天津
御代豐國成姬
天皇

(口)稗田阿禮を祀れる
神社は
播磨國揖保郡斑鳩村
郷社 稗田神社
阿禮比賣命

及本辭。既違正實。多加虛偽。當今之
 時。不改其失。未經幾年。其旨欲滅。
 斯乃邦家之經緯。王化之鴻基焉。故惟
 撰錄帝紀。討敷舊辭。削偽定實。欲流
 後葉。時有舍人。姓稗田。名阿禮(口)。
 年是廿八。爲人聰明。度目誦口。拂耳
 勸心。即勅語阿禮。令誦習帝皇日繼。
 及先代舊辭。然運移世異。未行其事矣。
 伏惟皇帝陛下。得一光宅。通三亭育。
 御紫宸而德被馬蹄之所極。坐玄扈而化

言意竝朴。敷
文即難。句於
字述者。已因
速心者。詞不
以訓錄。云全

(ハ)太安萬侶を祀る神
社には
大和國磯城郡多村
村社
杜社

照ニ船頭之所ヲ逮。日浮重暉。雲散非烟。
連柯并穂之瑞。史不絶書。列烽重譯之
貢。府無空月。可謂下名高文命。徳冠天
乙矣。於焉惜舊辭之誤忤。正先紀之謬
錯。以和銅四年九月十八日。詔臣安萬
侶(ハ)。撰錄稗田阿禮所誦之勅語舊辭。
以獻上者。
謹隨詔旨。子細採撫。然上古之時。
言意竝朴。敷文構句。於字即難。已因
訓述者。詞不逮心。全以音連者。事趣

音連者。事趣
更長。是以今
或一句之中。
交用音訓。或
一事之內。或
以訓錄。云全

更長。是以今或一句之中。交用音訓。
或一事之內。全以訓錄。即辭理叵見以
注。明。意況易解。更非注。亦於姓日下謂
玖沙詞。於名帶字謂多羅斯。如此之類。
隨本不改。大抵所記者。自天地開闢
始。以訖于小治田御世。故天御中主神
以下。日子波限建鵜草葺不合尊以前爲
上卷。神倭伊波禮毘古天皇以下。品陀
御世以前爲中卷。大雀皇帝以下。小治
田大宮以前爲下卷。并錄三卷。謹以獻

産靈 造化 生育 美化 進榮 彌美 追進

無限に對する 無限を掌る神

有限を掌る神

肥後國八代郡宮地村 薩摩國高城郡中主神社 大隅國始良郡中主神社 其の他 天御中主神社 大星神社 星神社 大元神社 天神社 末廣神社 等

次に、高御産巢日神(口)。次に、神産巢日神(口)。此の三柱の神は、並獨神成り坐して身を隠し給ふ。 第二款 造化三神の顯現たる神神 次に、國稚く浮脂のごとくして、久羅下那洲(海月如す)漂へる時に、葦牙のごと。萌騰る物に因りて、成りませる神の御名は、宇麻志阿斯訶備比古遲神。次に、天之常立神。(ハ) 此の二柱の神も、獨神成り坐して身を隠し給ふ。 上件五柱の神は、別天神。 第二節 神世七代(造化三神の顯現) 次に、成りませる神の御名は、國之常立神(ニ)。

有限と無限とを兼ね具ふる 努力奮闘 離合集散 矛盾反對 さきはひ 末廣(イカシ) 茂(五十櫃) 廣大 豊富 手長(田永) 面足 圓滿完全 神聖 眞善美具足

縣社 姉崎神社九ノ 近江國東淺井郡田根村 郷社 (式内)波久奴 出雲國簸川郡 郷社 (式内)朝山神 石見國邑智郡吾郷村 郷社 (式内)天津神 越中國西礪波郡赤丸村 郷社 (式内)浅井神 磐城國亙理郡逢隈村 郷社 (式内)安福河 飛騨國大野郡高山町二 郷社 (式内)荏名神 近江國伊香郡片岡村 郷社 (式内)草岡神 近江國坂田郡大原村 郷社 (式内)岡神社

次に豊雲野神(ホ)。 此の二柱の神も、獨神成りまして身を隠し給ふ。 次に、成りませる神の御名は、宇比地邇神。 次に、妹、須比智邇神(へ)。 次に、角杵神。次に、妹、活杵神(ト)。 次に、意富斗能地神。次に、妹、大斗乃辨神(チ)。 次に、淤母陀琉神。次に、妹、阿夜訶志古泥神(リ)。 次に、伊邪那岐神。次に、妹、伊邪那美神(ヌ)。 上件、國之常立神より以下、伊邪那美神まで、并せて神世七代と(ル)稱す。上の二柱は、獨神、各一代と申す。次に雙びます十神は、各二神を合せて一代と申す。

いざ汝
提携
魂留(玉積)

山城國乙訓郡羽束高御村
筑後國三井郡高井神社
美濃國山縣郡高井神社
美濃國本郡高井神社
遠江國小笠郡高井神社
尾張國春日井郡高井神社
尾張國愛知郡高井神社
官幣大社 高井神社
神多敷在り。外式内社、郷社も多敷在り。

参照 祈年祭に鎮魂の八神に申す祝詞之に準ず
大御巫能辭竟奉。皇神等能前爾白久。神魂。高御魂。生魂。足魂。玉雷魂。大宮乃賣。大御膳都神。辭代主登。御名者白而辭竟奉者。皇御孫命御世乎。手長御世登。堅磐爾常磐爾齋比奉。茂御世爾幸開奉。故。皇吾陸神漏伎命。神漏彌

府社 眞幡寸神社九
石見國那賀郡二宮村
縣社 多鳩神社二ノ
出雲國能義郡能義村
縣社 能義神社十三

越前國今立郡粟田部村
縣社 岡太神社三ノ
越前國三方郡山東村
近江國坂田郡息長村
郷社(式内)山津照神社

三河國幡豆郡横須賀村
出雲國大社ノ客神
紀伊國大社 熊野速玉
神多敷在り。外式内社、郷社も多敷在り。

官幣大社 八所神社ノ二
第六殿に祀る
例 角代神活杵神を祀る
加賀國石川郡大野村
縣社 殿十二座ノ一
羽前國東置郡吉島村
郷社 八所神社八ノ

(リ) 淡母陀琉神、阿夜
社例 武藏國西多摩郡
郷社 虎柏神社二
播磨國石郡明石町
郷社 稻爪神社三
下總國香取郡神崎村
郷社 神崎神社相殿
常陸國久慈郡宮川村
常陸國新治郡草津村
官幣大社 熊野速玉神社
第六殿

(ヌ) 伊邪那岐神伊邪那
美神ノ二柱又は其中の
一柱は
近江國官幣大社
多賀神社
加賀國官幣大社
白山比咩神社
淡路國官幣大社
伊弉諾神社
紀伊國官幣大社
熊野速玉神社

命登。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉。宣。了。参照

第二章

別天神並神世七代の神神の御活動

第一節 産靈の性質及效力

三種の世界

於是、天つ神、諸の命以て、伊邪那岐命、伊邪那美命二柱神に、「此の漂へる國を、修理固めなせ」と詔言ちて、天の沼矛を賜ひて、言依し賜ひさ。

故、二柱の神、天の浮橋に立して、其の沼矛を、指下して畫き給へば、潮こをろこをろに、畫鳴して、引上げ給ふ時に、其

天つ神諸の命以て
天つ神の「みこと」に合し之を包藏し
諸の字或は詔に或は詔に作る。

表現行爲なり

子孫は神の御子なり
子孫を敬し愛す
家は産靈の役所なり

参上り

天つ神も亦等閑にし給はず

の矛の末より垂落る鹽、累積りて島と成りぬ。是れ於能碁呂島なり。

其の島に天降り坐して、天の御柱を見立て、八尋殿を見立て中御子水蛭子を生み給ひさ。此の御子は、葦船に入れて、流し去て給ひつ。次に、淡島を生み給ひさ。是も、御子の例には入らず。

於是、二柱の神、議り給ひつらく、「今、吾が生める御子、不良、猶、天神の御所に、白すべし」と宣り給ひて、即ち、共に参上りて、天神の命を請ひ給ひさ。

爾、天神の命以て、布斗麻邇(太占)に卜へて、詔り給ひつら

く、「女を、言先立ちしに因りて、不良、亦、還り降りて、改め言へ」と、詔り給ひさ。
故、爾、還り降りまして、更に、彼の天の御柱を、先の如、往き廻り給ひさ。

於是、伊邪那岐命、先づ、「阿那邇夜志愛袁登賣袁」(あな美哉可愛處女を)と、言り給ひ、後に、妹、伊邪那美命、「阿那邇夜志愛袁登古袁」(あな美哉可愛少男を)と、言り給ひさ。

第二節 産靈の各論

第一款 準備として國土及神人を生む

第一項 時間及空間

第二項 國土(豊葦原)

如此、言り竟へて、中御子、淡道の穗之狭別の島を生み給ひさ。次に、伊豫の二名島を生み給ふ。此の島は、身、一つにして、面、四つあり。面毎に、名あり。故、伊豫國を、愛比賣といひ、讚岐國を、飯依比古といひ、粟國を、大宜都比賣といひ、土左國を建依別といふ。次に、隱岐の三子島を生み給ふ。亦の名は、天之忍許呂別。次に、筑紫島を生み給ふ。此の島も、身、一つにして、面、四つあり。面毎に名あり。故、筑紫の國を、白日別といひ、豊國を、豊日別といひ、肥の國を、建日向日豊久士比泥別といひ、熊曾國を、建日別といふ。次に、伊伎島を

(ハ)速秋津日子神速秋津比賣神を祀れる例
出雲國松江市
縣社 (式内)賣布神
諸國の湊の神社、湊口神社

既に、國を生み竟へて、更に、神を生みます。故、生みませる神の御名は、大事忍男神。次に、石土毘古神を生みまし、次に、石巢比賣神を生みまし、次に、大戸日別神を生みまし、次に、天之吹男神を生みまし、次に、大屋毘古神を生みまし、次に、風木津別之忍男神を生みまし、次に、海神、御名は、大綿津見神を生みまし、次に、水戸神、御名は、速秋津日子神、次に、速秋津比賣神(ハ)を生みまし。大事忍男神より、秋津比賣神まで、并せて、十神。此の速秋津日子、速秋津比賣二柱の神、河海に因りて、持ち別けて、生みませる神の御名は、沫那藝神。次に沫那美神。次に、頰那藝神。次に、頰那美神。次に、天之水分神。次に、國

(ニ)天之水分神國之水
丹後國幣中社
籠神
奈良縣宇陀郡榛原町社
信濃縣更田郡八幡村
河内國南河内郡赤阪村
鄉社 (式内)建水分
補正行公ノ産神

の水分神(ニ)。

参照 水分神に申す祈年祭(及月次祭)祝詞
水分坐。皇神等能前爾白久。吉野。宇陀。都祁。葛木登。
御名者白氏辭竟奉者。皇神等能寄志奉奉。奥都御年乎。
八束穂能伊加志穂爾寄志奉者。皇神等爾。初穂波。穎。汁。爾。
聽閉高知。碓腹滿雙氏。稱辭竟奉氏。遺。皇御孫命。
能。朝御食夕御食能加牟加比爾。長御食能遠御食登。赤丹。
穂爾聞食故。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉乎。
諸聞食登宣。参照了

次に、天之久比奢母智神。

次に、國之久比奢母智神。

沫那藝神より、國之久比奢母智神まで、并せて、八神。

次に、風神、御名は、志那都比古神(ホ)を生みます。

参照 龍田風神祭祝詞

龍田爾稱辭竟奉。皇神乃前爾白久。志貴鳥爾大八島國知。志皇御孫命乃。遠御膳乃長御膳止。赤丹乃穗爾聞食須。五穀物手始氏。天下乃公民乃作物乎。草乃片葉爾至。不成。一年二年爾不在。歲真尼久傷故爾。百能物知人等乃。

(ホ)志那都比古神志那都比賣神を祀る例
皇大神宮別宮
風日祈宮
豐受大神宮別宮
薩摩國薩摩郡隈之城村
縣社志奈尾神社
大和國官幣大社
龍田神社には
風神天之御柱命
越後國中頸城郡上杉村
郷社風卷神社

ト事爾出牟。神乃御心者。此神止白止負賜支。此乎物知人等乃ト事乎以氏ト母。出留神乃御心母無止白止聞看氏。皇御孫命詔久。神等天社國社止。忘事無久遺事無久。稱辭竟奉止思志行乎。誰神會。天下乃公民乃作物乎不成。傷神等波我御心止。悟奉止宇氣比賜支。是以皇御孫命大御夢爾悟奉久。天下乃公民乃作物乎。惡風荒水爾相不成傷波。我御名者。天乃御柱乃命國乃御柱乃命止。御名者悟奉氏。吾前爾奉幣帛者。御服者。明妙照妙和妙荒妙五色乃物。楯戈御馬爾御鞍具氏。品品乃幣帛備氏。吾宮者朝日乃日向處。夕日乃日隱處乃。

龍田能立野乃小野爾。吾宮波定奉氏。吾前乎稱辭竟奉者。
 天下乃公民乃作物者。五穀乎始氏。草乃片葉爾。
 至成幸閉奉。悟奉支。是以皇神乃辭致。悟奉處。
 仁。宮柱定奉氏。此乃皇神能前爾稱辭竟奉爾。皇御孫命
 乃宇豆乃幣帛乎令捧持氏。王臣等乎爲使氏。稱辭竟
 奉。皇神乃前爾白賜事乎。神主祝部等諸聞食止宣。
 奉宇豆乃幣帛者。比古神爾御服明妙照妙和妙荒妙。五色
 物。楯戈御馬爾御鞍具氏。品品能幣帛獻。比賣神爾御服
 備。金能麻笥。金能櫛。金能持。明妙照妙和妙荒妙五色
 能物。御馬爾御鞍具氏。雜幣帛奉氏。御酒者。能閉高

知。應腹滿雙氏。和稻荒稻爾。山爾住物者。毛乃和物毛
 乃荒物。大野原生物者。甘菜辛菜。青海原爾住物者。鱧
 能廣物。鱧能狹物。奧都藻菜邊都藻菜爾。至。如橫山打積
 置氏。奉此宇豆乃幣帛乎。安幣帛能足幣帛止。皇神能御心
 爾平久聞食氏。天下能公民能作物乎。惡風荒水爾不
 相賜。皇神乃成幸閉賜者。初穗者。應能閉高知。應腹滿
 雙氏。汁爾。八百稻千稻爾引居置氏。秋祭爾奉。
 王卿等百官能人等。倭國六縣能刀禰。男女
 爾至。今年四月。今年七月。諸參集氏。皇神能前爾。
 宇事物頭根築拔氏。今日能朝日能豐逆登爾。稱辭竟奉流。

(へ)久久能智神は攝津國有馬郡山口村郷社 久智神社三ノ能登國鹿島郡越路村郷社 天日陰比賣神

皇御孫命乃字豆乃幣帛乎。神主祝部等被賜氏。墮事無奉。宣命乎。諸聞食止宣。參照了

次に木神、御名は、久久能智神(へ)を生みます。

參照 大殿祭祝詞

高天原爾神爾坐須。皇親神魯企神魯美之命以氏。皇御孫之命乎。天津高御座爾坐氏。天津璽乃鏡劔乎捧持賜天。言壽。古語云「許止保全。言壽。今壽。皇我宇都御子皇御孫之命。此乃天津高御座爾坐氏。天津日嗣乎。萬千秋乃長秋爾。大八洲豊葦原瑞穂之國乎。安國止平。所知食止。古語云「呂志女須。」

言寄奉賜氏。以天津御量氏。事問之磐根木根立知。草能可岐葉言止氏。天降利賜食國天下登。天津日嗣所知食須。皇御孫之命乃御殿乎。今奥山乃大峽小峽爾立留木乎。齋部能齋斧乎以伐採氏。本末山神爾祭氏。中閒乎持出來氏。齋鉏乎以氏齋柱立氏。皇御孫之命乃天之御翳日之御翳止。造奉仕流瑞之御殿。古語云「汝屋船命爾。天津奇護言乎。古語云「久須志。以氏。言壽鎮白久。此乃敷坐大宮地。底津磐根乃極美。下津綱根。古語云「波府虫能禍無久。高天原波。青雲乃霽久極美。天乃血垂飛鳥乃禍無久。掘

參照 廣瀬大忌祭に山口神に申す祝詞
 倭國能六御縣乃。山口爾坐皇神等前。皇御孫命能宇豆
 乃幣帛乎。明妙照妙和妙荒妙五色物。楯戈至奉。如
 此奉者。皇神等乃敷坐須山山乃自口。狹久那多利爾下賜
 水乎。甘水登受而。天下乃公民乃取作。奧都御歲乎。惡
 風荒水爾不相賜。汝命乃成幸賜者。初穗者汁。穎。應乃
 閉高知。應腹滿雙氏。如橫山打積置氏。奉。王等。臣
 等百官人等。倭國乃六御縣能刀禰。男女爾至。今年
 某月某日。諸參出來氏。皇神前爾。宇事物頸根築拔氏。

(ト)鹿屋野比賣神
 加賀國河北郡小坂村
 郷社 野間神社

加賀國河北郡小坂村
 郷社 野間神社

朝日乃豐逆登爾稱辭竟奉乎。神主祝部等諸聞食止宣。
 次に、野神、御名は、鹿屋野比賣神(ト)を生みます。亦の御
 名は、野椎神と謂す。志那都比古神より、野椎
 此の大山津見神、野椎神二神、山野に因りて、持ち別けて、
 生みませる、神の御名は、天之狹土神。次に、國之狹土神。次
 に、天之狹霧神。次に、國之狹霧神。次に、天之闊戸神。次に、
 國之闊戸神。次に、大戸惑子神。次に、大戸惑女神。天之狹土神よ
 神まで、并
 せて八神。

第二目 後段の物素の神

次に、生みませる神の御名は、鳥之石楠船神。亦の御名は、

熱
熱誠
犧牲的精神

(チ)大宜都比賣神を祀れる例
紀伊國伊都郡天野村
縣社 丹生都比賣神
阿波國名東郡上八萬村
郷社 一宮神社三ノ
阿波國板野郡瀬戸村
郷社 阿波井神社二
阿波國名西郡神領村
郷社 上一宮大栗神
(リ)火産日神を祀れる
例 上野國群馬郡室田
縣社 榛名神社二ノ
伊豆國田方郡熱海町
縣社 伊豆山神社
遠江國周智郡大居村
秋葉神社
諸國の愛宕神社
鎮火神社及秋葉神社

天之鳥船神と謂す。次に、大宜都比賣神(チ)を生みまし、次に火之夜藝速男神を生みます。一亦の御名は、火之炫毘古神と謂し、亦の御名は、火之迦具土神(リ)と謂す。此の御子を生みますに
より、美蕃登(御陰)炎えて、病み臥せり。

參照 鎮火祭祀詞

高天原爾神甞坐。皇親神漏義漏神美能命持氏。皇御孫命波。豐葦原乃水穗國乎。安國止平久所知食止。天下所寄奉志時爾。事寄奉志天都詞太詞事乎以氏申久。神伊佐奈伎伊佐奈美乃命。妹背二柱嫁繼給氏。國乃八十國島能八十島

豐後國速見郡朝日村
縣社 火男火賣神社

乎生給比。八百万神等乎生給比。麻奈弟子爾。火結神生給氏。美保止被燒氏石隱坐氏。夜七晝七日。吾乎奈見給比。吾奈妹乃命止申給比。此七日不足氏。隱坐事奇止見所行須時。火乎生給比。御保止乎所燒坐支。如是時爾。吾名妹乃命能。吾乎見給布奈止申乎。吾乎見阿波多志給比津申給氏。吾名妹能命波。上津國乎所知食倍。吾波下津國乎所知止牟白氏。石隱給氏。與美津枚坂爾至坐氏所思食久。吾名妹命能所知食上津國爾。心惡子乎生置氏來止宣氏。返坐氏。更生子。水神。菟。川菜。埴山姬。四種物乎生給比。此能心惡子乃心荒波。水神。埴山姬。川菜。持氏。鎮奉止

(又)金山毘古神 金山毘賣神を祀れる例
美作國幣中社
越後國長岡市
縣社 金山神社
諸國の金山神社
陸奥國東津輕郡高田村
鄉社 小金山神社

多具理(吐氣)に生りませる神の御名は、金山毘古神(又)。次に、金山毘賣神。次に、尿に成りませる神の御名は、波邇夜須毘古神。次に、波邇夜須毘賣神(ル)。次に、尿に成りませる神の御

事教 悟給支。依此氏稱辭竟奉者。皇御孫能朝廷爾。御心一速比給。爲氏。進物。波。明妙照妙和妙荒妙。五色物。平備奉氏。青海原爾住物者。鱒廣物鱒狹物。奥津海菜邊津海菜爾至。御酒者應腹高知。應腹滿雙氏。和稻荒稻爾。如橫山置高成氏。天津祝詞乃太祝詞事以氏。稱辭竟奉。申。參照了。

第三目 豐宇氣毘神

新年祭

(ル)波邇夜須毘古神 波邇夜須毘賣神を祀れる例
上野國群馬郡室田村
縣社 榛名神社二ノ
和歌山縣伊都郡天野村
縣社 第一殿
(此は神は又丹生都比賣神又丹保都比賣神ともいふ)
紀伊國伊都郡九度山村
鄉社 丹生神社
三河國寶飯郡形東村
鄉社 形原神社
備後國比婆郡西城町
鄉社 比婆神社
(ヲ)彌都波能賣神を祀れる例
遠江國磐田郡於保村
鄉社 水神社

名は、彌都波能賣神(ヲ)。次に、和久産巢日神(ワ)。此の神の御子を、豐宇氣毘賣神(カ)と謂す。故、伊邪那美神は、火神を生みませるに因りて、遂に、神避りましぬ。天鳥船より、豐宇氣毘賣神まで并せて八神。

參照 新年祭 月次祭に豐受毘賣神の分靈に申す祝詞

御縣爾坐。皇神等前爾白久。高市。葛木。十市。志貴。山邊。會布登。御名者白氏。此六御縣爾生出。甘菜辛菜乎持參來氏。皇御孫命能長御膳能遠御膳登聞食故。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉。宣。參照了。

播磨國揖保郡荒川村
郷社 荒川神社三ノ

播磨國揖保郡林田村
郷社 祝田神社二ノ

越後國岩船郡岩船町
郷社 岩船神社

(ワ)和久産日神を祀れる例
稚牟須比命とも書す
岩代國若松市
縣社 豐養國神社三ノ

岩代國安積郡郡山町
縣社 安積國造神社三ノ

參照 大殿祭祝詞(第二十八頁) 祈年祭祝詞(第六十頁以下天照) 大御神の條を見よ」

凡て、伊邪那岐、伊邪那美二柱の神、共に生みませる島、壹拾肆島、神、參拾伍神。是は伊邪那美神、いまだ、神遊りませざりし以前に、生みませり。唯、意能基呂

陸前國名取郡岩沼町
縣社 竹駒神社三ノ

播磨國神崎郡福本村
郷社 大歳神社三ノ

信濃國高井郡木島村
郷社 木島神社三ノ

(カ)豐受毘賣神を祀れる例
鳥のみは、生みませるならず。又蛭子と淡島とも、御子の例に入らず

伊勢大神宮外宮
日向國北諸縣郡都城町
縣社 神社神社二ノ

日向國北諸縣郡五十市村
郷社 母知丘神社

駿河國庵原郡庵原村
郷社 豐由氣神社

大隅國肝屬郡高山村
郷社 豐受神社

播磨國飾磨郡置鹽村
郷社 權藏神社

上總國山武郡白里村
郷社 稻生神社

近江國滋賀郡膳所町
郷社 膳所倭神社

悉く創設となる
花宮神陵

(ヨ)泣澤女神を祀れる
紀伊國有田郡藤並村
郷社 藤並神社

第四目 建御雷之男神

故、爾、伊邪那岐命、詔り給はく、「愛しき、我が汝妹の命や、子の一本に易へつるかも」と謂り給ひて、御枕方に、匍匐ひ、御足方に匍匐ひて、哭き給ふ時に、御涙に成りませる神は、香山の畝尾の木の本に坐す。御名は、泣澤女神(ヨ)。

故、其の神遊りましし伊邪那美神は、出雲國と、伯伎國との境、比婆の山に、葬しまつりき。

於是、伊邪那岐命、御佩せる、十拳劍を抜きて、其の御子、迦具土神の御頸を斬り給ふ。爾、其の御刀の鋒に著ける血、湯津石群に走り就きて、成りませる神の御名は、石拆神。次に根

建布都神
豊布都神

(タ)建御雷之男神を祀る神
下總國官幣大社
香取神宮
大和國官幣大社
石上神宮
常陸國官幣大社
鹿島神宮
大和國官幣大社
春日神宮
河内國官幣大社
枚岡神社
(餘は後出)
(レ)關添加美神を祀る神
大和國官幣大社

拆神。次に、石筒之男神。次に、御刀の本に著ける血も、湯津石村に走り就きて成りませる神の御名は、甕速日神、次に、樋速日神。次に、建御雷之男神(タ)。亦の御名は、建布都神、亦の御名は、豊布都神。次に、御刀の手上に集れる血、手俣より漏き出て、成りませる神の御名は、關於加美神(レ)。次に、關御津羽神。

上件石拆神より以下、關御津羽神以前、并せて、八神は、御刀に因りて生りませる神なり。

殺さえましし迦具土神の御頭に、成りませる神の御名は 正

みぎり

丹生川上神社
高麗神關羅神を祭る
越前國福井市
郷社 毛谷黒龍神社
全前二座
京都府官幣中社
貴船神社
關添加美神を祀る

鹿山津見神。次に、御胸に成りませる神の御名は、淤藤山津見神。次に、御腹に成りませる神の御名は、奥山津見神。次に、御陰に成りませる神の御名は、關山津見神。次に左の御手に、成りませる神の御名は、志藝山津見神。次に、右の御手に、成りませる神の御名は、羽山津見神。次に、左の御足に、生りませる神の御名は、原山津見神。次に、右の御足に、生りませる神の御名は、戸山津見神。正鹿山津見神より、戸山津見神まで、并せて、八神。

故、斬り給へる御刀の名は、天の尾羽張といふ。亦の名は、伊都の尾羽張と謂ふ。

第二款 美神根の國に神選り給ひ岐神追ひ

往き給ふ

(限戸)の字、諸本には「限戸」に作る。眞本勢本延本等「限」に作る。

黄泉竈食

(延住)本古訓「延」は「延」に本には「延」具與黄泉神相論とあり。

於是、其の妹、伊邪那美命を、相見まく欲して、黄泉國(夜有國)に、追ひ往ましき。爾、殿限戸(限戸)より出て向へます時に、伊邪那岐命、語らひ給はく、「愛しき我が那邇妹(汝妹)命、吾れと汝と作れる國、いまだ、作り竟へずあれば、還りまされ」と詔り給ひき。

爾、伊邪那美命の答白し給はく、「悔しきかも、速く、來ませずて、吾は、黄泉戸喫(竈食)しつ。しかれども、愛しき我が那勢(汝兄)命、入り來ませる事、畏ければ、還りなむを、しばらく、黄泉神と相論はむ、我をな視給ひそ。」此く白して、其の殿

(原文)には字「呂岐豆」とあり。

又泉津日狭女ともいふ

(ソ)八雷神を祀れるは薩摩國薩摩郡平佐村縣社白羽火雷神社諸國の雷神社及火雷神社等

内に還り入りませる間、甚久しくて待ちかね給ひき。

故、左の御美豆良(角髪)に挿させる、湯津(五百津)津間櫛の、男柱一つ取り闕きて、一つ火燭して、入り見ます時に、蛆集れ盪ぎて、御頭には大雷神居り、御胸には火の雷神居り、御腹には黒雷神居り、御陰には柝雷神居り、左の御手には若雷神居り、右の御手には土雷神居り、左の御足には鳴雷神居り。右の御足には伏雷神居り、并せて八雷神(ソ)成り居りき。

於是、伊邪那岐命、見畏みて、逃げ還ります時に、其の妹、伊邪那美命、「吾れに辱見せ給ひつ」と、言し給ひて、即、豫母津志許賣(夜有醜女)を遣はして追はしめき。

爾、伊邪那岐命、黒御鬘を取りて、投げ棄て給ひしかば、乃ち、蒲子、生りき。是を、撫(拾)ひ食む間に、逃げ行てますを、猶、追ひしかば、亦、其の右の御美豆良(角髪)に刺(挿)させる、湯津津間櫛を引き闕きて、投げ棄て給へば、乃ち、筭生りき。是を抜き食む間に、逃げ行てましき。

且後には、彼の八種の雷神に、千五百の黄泉軍を副へて、追はしめき。

爾、御佩せる十拳劍を抜き、後手に振きつつ、逃げ來ませるを、猶、追ひて、黄泉比良坂の坂本に到る時、其の坂本なる桃子を、三つ取りて、待ち撃ち給ひしかば、悉に逃げ返りき。

(原文には於後手布伎都都とあり)

(ツ)意富加牟豆美命を祀れるは阿波國阿波郡久勝村郷社 賀茂神社

爾、伊邪那岐命、桃子に告り給はく、「汝吾を助けしが如、葦原の中つ國に、所有宇都志伎(現しき)青人草の、苦瀬に落ちて、患惚まむ時に、助けてよ」と告り給ひて意富加牟豆美命(ツ)といふ名を賜ひき。

最後に、其の妹、伊邪那美命、身、自ら追ひ來ましき。爾、千引岩を、其の黄泉比良坂に、引き塞へて、其の石を中に置き、相對立して、事戸を度す時に、伊邪那美命、言し給はく、「愛しき我が那勢(汝兄)の命、斯く爲給はゞ、汝の國の人草、一日に千頭絞り殺さむ」とまをし給ひき。

爾、伊邪那岐命の詔り給はく、「愛しき我が那邇妹(汝妹)の

「ことと」及更に雄大なる愛しき我が命 共同

天之益人

命、汝、然爲給はば、吾れはや、一日に、千五百産屋立ててむ」と詔り給ひき。是を以て、一日に、必ず、千人死に、一日に必ず、千五百人なも生るる。

故、其の伊邪那美命を、黄泉津大神と謂す。亦、彼の追斯伎斯(追及さし)によりて、道敷の大神と申すとも云へり。亦、其の黄泉の坂に、塞れりし石は、道反の大神とも號し、塞坐黄泉戸大神(木)とも謂す。

参照 道饗祭祝詞 後出

参照 日本紀

(木)塞坐黄泉戸大神即道反大神は羽前國東置賜郡吉島村郷社八所神社の一

(ナ)速玉男神事解男神の二柱又は中の一柱を祀れるは紀伊國官幣大社熊野速玉神社琉球國那覇區官幣小社波上宮紀伊國東牟婁郡那智村縣社熊野夫須美神淡路國三原郡吉野村郷社論羽野郷社上野國碓氷郡坂本町縣社熊野神社その他諸國の熊野神社等多く及新宮神社等

アルフミニイハク一書曰。伊奘諾尊追至伊奘冉尊所在處一便語之曰。悲。汝。故。來。答。曰。族也。勿。看。吾。矣。伊奘諾尊不從。猶看之。故伊奘冉尊耻恨之曰。汝已見我情。我腹見汝情。伊奘諾尊亦慙焉。因將出返。于時不直默歸。而盟之曰。離族矣。又曰。不負於族。乃所唾之時。化生神。號曰速玉男神。(ナ)次所掃之時。化生神。號曰泉津事解男神。凡二神矣。(下略)。参照了故、其の所謂、黄泉比良坂は、今、出雲國の伊賦夜坂とも謂ふ。

第三款 禊及之により成りませる神神

第一項 禊の性質及種類

是を以て、伊邪那岐大神 詔り給はく、「吾は、伊邪志許米志許米岐（いなせきめしきめき）穢き國に到りて在りけり。故、吾は、大御身の禊せな」と詔り給ひて、竺紫の日向の橋の小門の阿波岐原に、到まして、禊ぎ祓ひ給ひき。

參照 六月晦大祓詞（シハスモ） 十二月（シハスモ）

集侍 親王諸王諸臣。百官人等諸 聞食止宣 天皇 朝廷爾仕奉留。比禮挂伴男。手襪挂伴男。靱負伴男。劔佩

禊又祓（解除）
の祓、惡

大祓

伴男。伴男乃八十伴男乎。始氏。官官爾爾仕奉留人等乃。過犯家雜罪乎。今年六月晦之大祓禊。祓給比清給事乎。諸聞食止宣。

高天原爾神留坐。皇親神漏岐神漏美乃命以氏。八百萬神等乎。神集集賜比。神議議賜氏。我皇御孫之命波。豐葦原乃水穗之國乎。安國止平久知所食止事依志奉伎。如此依志奉志國中爾。荒振神等。神問問志賜。神掃掃賜比。語問志磐根樹立。草之垣葉。語止氏。天之磐座放。天之八重雲乎。伊頭乃千別爾千別氏。天降依志奉伎。如此久依志奉志四方之國中登。大倭日高見之國乎。安國止定奉氏。

下津磐根爾宮柱太敷立。高天原爾千木高知氏。皇御孫之命乃美頭乃御舍仕奉氏。天之御蔭日之御蔭止。隱坐氏。安國止平氣所食武。國中爾成出武。天之益人等我。過犯雜雜罪事波。天津罪止。畔放。溝埋。樋放。頻蔭。串刺。生剝。逆剝。尿戶。許許太久乃罪乎。天津罪止法別氣。國津罪八生膚斷。死膚斷。白人。胡久美。已母犯罪。已子犯罪。母與子犯罪。子與母犯罪。畜犯罪。昆虫乃災。高津神乃災。高津鳥災。畜仆志。蠱物爲罪。許許太久乃罪出武。如此出波。天津宮事以氏。大中臣。天津金木乎。本打切未打斷氏。千座置座爾置足氏。天津菅會乎。本刈斷未刈切氏。八

針爾取辟氏。天津祝詞乃太祝詞事乎宜禮。如此久乃良波。天津神波。天磐門乎押披氏。天之八重雲乎。伊頭乃千別爾千別氏所聞食武。國津神波。高山之末。短山之末爾上坐氏。高山之伊穗理。短山之伊穗理乎撥別氏所聞食武。如此所聞食武。皇御孫之命乃朝廷乎始氏。天下四方國。罪止云布罪波不在止。科戶之風乃。天之八重雲乎吹放事之如久。朝之御霧夕之御霧乎。朝風夕風乃吹掃事之如久。大津邊爾居大船乎。舳解放。舳解放氏。大海原爾押放事之如久。彼方之繁木本乎。燒鎌乃。敏鎌以氏打掃事之如久。遺罪波不在止。祓給比清給事乎。高山之末短山之末。佐久那太理爾。落多支都

速川能瀬坐須。瀬織津比咩止云神。大海原爾持出武。如此持出往波。荒鹽之鹽乃八百道乃。八鹽道之。鹽乃八百會爾座須。速開都比咩止云神。持可吞。如此久可吞。氣吹戶坐須氣吹戶主止云神。根國底之國爾氣吹放。如此久氣吹放。根國底之國爾坐。速佐須良比咩登云神。持佐須良比。失。如此久失。天皇我朝廷爾仕奉留。官官人等乎始氏。天下四方。自今日始氏。罪止云布罪波不在止。高天原爾耳振立聞物止。馬牽立氏。今年六月晦。日夕日之降乃大祓爾。祓給比清給事乎。諸聞食止宣。四國ト部等。大川道爾持退出氏祓却止宣。」参照了

第二項 禊により成りませる神神

第一目 物上に成りませる神神

故、投げ棄つる御杖に成りませる神の御名は、衝立船戸神(ウ)。次に投げ棄つる御帯に、成りませる神の御名は、道之長乳齒神。次に、投げ棄つる御裳に、成りませる神の御名は、時置師神、次に投げ棄つる御衣に成りませる神の御名は、和豆良比能宇斯能神。次に、投げ棄つる御禪に、成りませる神の御名は、道侯神。次に、投げ棄つる御冠に、成りませる神の御名は、飽咋之宇斯能神(ム)。次に、投げ棄つる左の御手の手纏に、成りませる神の御名は、奥疎神。次に、奥津那藝佐毘古神。次

(ウ)衝立船戸神を祀れる例
大和國宇陀郡御杖村郷社 御杖神社
道祖神は衝立船戸神なり

(ム)飽咋之宇斯能神又開嚙又開口神は
大阪府府社開口神社に祀る

に、奥津甲斐辨羅神。次に、投げ棄つる右の御手の手纏に、成りませる神の御名は、邊疏神。次に、邊津那藝佐毘古神。次に、邊津甲斐辨羅神。

右の件、船戸神より以下、邊津甲斐辨羅神以前、十二神は、御身に著ける物を、脱ぎ棄て給ひしに因りて、生りませる神なり。

參照 道饗祭祝詞

高天之原爾事始氏。皇御孫之命止稱辭竟奉。大八衢爾湯津磐村之如久塞坐。皇神等之前爾申久。八衢比古八衢比賣。

久那斗止。御名者申氏辭竟奉。根國底國爾備疎備來物爾。相率相口會事無氏。下行者下乎守理。上往者上乎守理。夜之守日之守爾。守奉齋奉。進幣帛者。明妙照和和妙荒妙爾備奉。御酒者應邊高知應腹滿雙氏。汁爾。顯爾。山野爾住物者。毛能。和物毛能。荒物。青海原爾住物者。鱒乃廣物鱒乃狹物。奥津海菜邊津海菜爾。至。横山之如久置所足氏。進豆乃幣帛乎。平。聞食氏。大八衢爾湯津磐村之如久塞坐氏。皇御孫命乎堅磐爾常磐爾齋奉。茂御世爾幸閉奉給止申。又親王。王等臣等。百官人等。天下公民爾至。平久齋給止。神官。天津祝詞乃太祝詞事乎以

上中下三段の
左右左三段の
祓

(中は山田本
は水中に作
る)

(ウ)直毘神を祀れる神
因幡國八頭郡安倍村
郷社 伊蘇乃佐只神
豊後國北海部郡佐賀關
町 早吸日女神社
縣社 六ノ一

氏。稱辭竟奉止申。」参照了

第二目 心身上に成りませる神神

於是、「上瀬は瀬速し、下瀬は瀬弱し」と詔り言ち給ひて、初
めて、中瀬に、隨迦豆伎(降り潜さ)て、滌ぎ給ふ時に、成りま
せる神の御名は、八十禍津日神。次に、大禍津日神。此の二神
は、彼の穢き繁國に、到りましし時の汚垢に因りて、成りませ
る神なり。次に、其の禍を直さんとして、成りませる神の御名
は、神直毘神。次に、大直毘神(ウ)。次に、伊豆能神。并せ
三神。次に、水底に滌ぎ給ふ時に、成りませる神の御名は、底津
綿津見神(牛)。次に、底筒之男命。中に滌ぎ給ふ時に、生りま

(牛)綿津見神を祭るは
播磨國官幣中社
海神社
備後國幣小社
沼名前神社
諸國の海神社、龍宮
神社等
(筒)筒之男神を祭れる
攝津國官幣大社
住吉神社
長門國官幣中社
住吉神社
壹岐國幣中社
住吉神社
(オ)祓の神神を祀れる
武藏國兒玉郡
縣社 今城青坂稻
實池上神社
伊吹戸主神

せる神の御名は、中津綿津見神。次に、中筒之男命。水の上に
滌ぎ給ふ時に、生りませる神の御名は、上津綿津見神。次に、
上筒之男命(ノ)。此の三柱の綿津見神は、阿曇の連等が、祖神
と以ち齋く神なり。故、阿曇の連等は、此の綿津見神の御子、
宇津志日金拆命の子孫なり。其の底筒之男命、中筒之男命、上
筒之男命、三柱の神は、墨江の三前の大神なり。(オ)

参照 遣唐使時奉幣祝詞

皇御孫尊乃御命以氏、住吉爾稱辭竟奉留。皇神等乃前爾申
賜久。大唐爾使遣止。爲爾。依船居無氏。播磨國船乘爲氏。

皇國
左を尊ぶ

上野國群馬郡金鳥村
 郷社 甲波宿禰神社
 遠江國笠原郡佐倉村
 郷社 連秋津比賣神社
 近江國神崎郡御園村
 郷社 河桁御河邊神社
 因幡國高郡日置村
 郷社 利川神社
 豐後國北海郡佐賀關
 速須良比咩
 縣社 早吸日女神社
 播磨國加東郡上福田村
 郷社 木梨神社
 八十禍津日神以

使者遣止 所念行 閑爾。皇神命以氏。船居波吾作止教
 悟給比。教悟給比那我良。船居作給。悦嘉志。禮代乃
 幣帛乎。官位姓名爾。令捧賚氏進奉申。參照了
 於是、左の御目を洗ひ給ひし時に、成りませる神の御名は、
 天照大御神。
 次に、右の御目を洗ひ給ひし時に、成りませる神の御名は、
 月讀命。(ク)
 次に、御鼻を洗ひ給ひし時に、成りませる神の御名は、建速
 須佐之男命。
 右の件、八十禍津日神以下、速須佐之男命以前、十四柱の

三貴子
(舊本には事
依の下での
字無し)

下表中底筒之男
 神まで九柱全部
 佐渡國佐渡郡相川町
 善知鳥神社
 祭神同前九柱

(ク)伊邪那岐神伊邪那
 美神の二柱又は内一
 柱を祀る神社
 近江國官幣大社
 多賀神社
 加賀國國幣中社

白山比咩神社
 淡路國官幣大社
 伊弉諾神社
 紀伊國官幣大社
 熊野速玉神社

琉球國官幣小社
 波上宮
 武藏國秩父郡大瀧村
 縣社 三峯神社
 皇大神宮別宮

神は、御身を滌き給ふに因りて、生れませる神なり。(ク)

第二段 神代本紀 古事記 上巻續

第一章 總說

此の時、伊邪那岐命、大く歡喜して、詔り給はく、「吾は、御
 子生み生みて、生みの終に、三柱の貴子得たり」と詔り給ひ
 て、即て、其の御頸珠の玉の緒、母由良邇(瓊瓊杵)取り由良迦

常陸國稻敷郡高田村
郷社 高田神社八ノ
伊豫國喜多郡五十崎村
郷社 宇都宮神社四ノ

幣帛乎。稱辭竟奉^ク宣^ル。

參照 伊勢太神宮に奉る祝詞 豐受宮に奉る祈年祭月次祭
及神嘗祭の祝詞之に准ず

二月祈年祭六月十二月月次祭。

皇大神宮の御
前にて勅使
が宣り申す
祝詞

天皇我御命以^テ氏祭度會乃^ニ宇治乃^ニ五十鈴川上乃^ニ。下津石根爾
稱辭竟奉^ル留^ル。皇太神能大前爾申久。常毛進流^ル。二月祈年
祭。唯以^テ六。大幣帛乎。某官位姓名乎爲使^テ天。令
捧持氏進^ル給布。御命乎申給^ル止^ル申。

六月月次祭^ニ准^ル此。

度會乃^ニ宇治五十鈴乃^ニ川上爾。大宮柱太敷立天。高天原爾千

皇大神宮の御
前にて大神
祝詞の申す
の詞の勅使
にの詞の後

木高知天稱辭竟奉^ル留^ル。天照坐皇太神乃大前爾申進留^ル。天
津祝詞乃太祝詞乎。神主部物忌等諸聞食止宣。^{「禰宜内人等}
天皇我御命爾坐。御壽乎手長乃御壽止。湯津如磐村常
磐堅磐爾。伊賀志御世爾幸閉給比。阿禮坐皇子等惠給比。
百官人等天下四方國能百姓爾至^ル天。長平久。作食留
五穀豐爾令榮給比。護惠比幸給止。三郡國
處處爾。寄奉神戶人等能。常毛進留御調絲。由貴能御酒
御費乎。如横山置足成天。大中臣太玉串爾隱侍天。今年
六月十七日乃。朝日乃豐榮登爾稱申事乎。神主部物
忌等諸聞食止宣。^{「神主部荒祭宮。月讀宮。如是}
共稱唯。

皇大神宮の御
前に勅使の
宣る詞

皇大神に大神
宮司の宣り
申す詞

久申進止宣カムマシベ 亦稱唯ナガツキノカムナメノマツリ

九月神嘗祭

天御孫命御命以伊勢能度會五十鈴河上爾稱辭竟奉流。
天照坐皇太神能大前爾申給久。常毛進流九月之神嘗乃大
幣帛乎。某官某位某王。中臣某官某位某姓名乎
爲使氏。忌部弱肩爾太極取懸。持齋令捧持氏。進給布
御命乎申給久申。

同神嘗祭

度會乃宇治能五十鈴乃川上爾。大宮柱太敷立氏。高天原爾
千木高知天稱辭竟奉留。天照坐皇太神乃大前爾申進留。

天津祝詞乃太祝詞乎。神主部物忌等諸聞食止宣。「編官内

天皇我御命爾坐。御壽乎手長乃御壽止。湯津如磐村。常

磐堅磐爾。伊賀志御世爾幸閉給比。阿禮坐皇子等惠給比。

百官人等天下四方國乃百姓爾至。長平久。護惠美

幸倍給止。三郡國國處處。寄奉神戶人等能。常毛進

留由紀能御酒御贊。懸稅千稅餘五百稅乎。如横山久置足

成天。大中臣太王申爾隱侍天。今年九月十七日。朝

日豐榮登爾。天津祝詞乃太祝詞辭乎。稱申事乎。神主部物

忌等諸聞食止宣。「編官内荒祭宮。月讀宮。如此

懸稅
千稅餘
百稅五

荒祭宮
月讀宮

香 蘇 宮

皇大神宮の御
前にて大神
宮司の申す
祝詞なり

筑前國官幣大社
香
權
宮

久申進止宣「神主部
トモヲトマラス
共稱唯」

四月神衣祭ナラフコレニ
ウツキンカムミツマリ

度會乃宇治五十鈴川上爾。大宮柱太敷立天。高天原爾千木
高知天稱辭竟奉留。天照坐皇太神乃大前爾申久。服織麻績
乃人等乃常毛奉仕留。和妙荒妙乃織乃御衣乎進。事乎申
給止申。荒祭宮。如是申天進止宣。「禰宜内
ヒトヲイマラス
人稱唯。」

參照 日本紀第九 神功皇后紀

九年春二月。足仲彥天皇崩於筑紫檀日宮。時皇后傷天皇
不從神教而早崩。以為知所崇之神。欲求財寶國。是

神主

審神者

天照大神宮の
荒魂

以命群臣及百寮以解罪改過。更造齋宮於小山田邑。
三月壬申朔。皇后選吉日入齋宮。親為神主。則命武
內宿禰令撫琴。喚中臣烏賊津使主為審神者。因以千
繪高繪。置琴頭尾而請曰。先日教天皇者。誰神也。
願欲知其名。逮于十七夜。乃答曰。神風伊勢國之。百
傳度逢縣之。折鈴五十鈴宮。所居神。名撞賢木嚴之御魂
天疎向津姬命焉。亦問之。除是神復有神乎。答曰。幡荻
穗出吾也。於尾田吾田節之淡郡。居神之有也。問亦有
耶。答曰。於天事代於虛事代玉鏡入彥嚴之事代主神之有
也。問亦有耶。答曰。有無之不知焉。於是審神者曰。今不

答而更後有言乎。則對曰。於日向國橋小門之水底。所底而。水葉稚之出居神名表筒男。中筒男。底筒男神之有也。問亦有耶。答曰。有無之不知焉。遂不言。且有神矣。
 (中略)爰卜吉日而臨發有日。時皇后親執斧鉞。令三軍曰。金鼓無節。旌旗錯亂。則士卒不整。貪財多欲。懷私內顧。必為敵所虜其敵少而勿輕。敵強而無屈。則奸暴勿聽。自服勿殺。遂戰勝者必有賞。背走者自有罪。既而神有誨曰。和魂服玉身而守壽命。荒魂為先鋒而導師船。印魂。此云。玕伎伊多。荒魂。此云。阿羅三。摩。即得神教而拜禮之。因以依綱吾彥男垂見。為祭神

和魂及荒魂

荒魂

主。于時也。適當皇后之開胎。皇后則取石。插腰而祈。曰。事竟還日。產於茲土。其石今在于伊都縣道邊。既而則擣荒魂為軍先鋒。請和魂為王船鎮。冬十月已亥朔辛丑。從和珥津發之。時飛廉起風。陽侯舉浪。海中大魚。悉浮挾船。則大風順吹。帆船隨波。不勞楫。便到新羅。時隨船潮浪遠。逮國中。即知天神地祇悉助歟。新羅王於是戰戰栗栗。厝身無所。則集諸人曰。新羅之建國以來。未嘗聞海水凌國。若天運盡之國為海乎。是言未訖之間。船師滿海。旌旗耀日。鼓吹起聲。山川悉振。新羅王遙望以為非常之兵。將滅己國。警焉失

志乃今醒之曰。吾聞東有神國。謂日本。亦有聖王。謂天皇。必其國之神兵也。豈可舉兵以距乎。即素旆而自服。素組以面縛。封圖籍。降於王船之前。因以叩頭之曰。從今以後。長與乾坤。伏為飼部。其不乾船拖。而春秋獻馬梳及馬鞭。復不煩海遠。以每年貢男女之調。則重誓之曰。非東日。更出西。且除阿利那禮河返以之逆流。及河石昇為星辰。而殊闕春秋之朝。忘廢梳鞭之貢。天神地祇共討焉。

時或曰。欲誅新羅王。於是皇后曰。初承神教。將授金銀之國。又號令三軍曰。勿殺自服。今既獲財國。亦人

筑前國糟屋郡宇美村

縣社宇美神社

長門國官幣中社

住吉神社

自降服。殺之不祥。乃解其縛。為飼部。遂入其國中。封重寶府庫。收圖籍文書。即以皇后所杖一樹。於新羅王門。為後葉之印。故其子今猶樹于新羅王之門也。(中略)

皇后從新羅還之。十二月戊戌朔辛亥。生譽田天皇於筑紫。故時人号其產處曰宇瀨也。

於是從軍神。表筒男。中筒男。底筒男。三神誨皇后曰。我荒魂令祭於穴門山田邑也。時穴門直之祖踐立。津守連之祖田裳見宿禰。啓于皇后曰。神欲居之地。必宜奉定。則以踐立為祭荒魂之主。仍祠立於穴門山田

荒魂
（皇居又
皇后に作
る）

官幣大社
廣田神社
稚日女命を祀れるは
攝津國神戸市
官幣中社
生田神社

邑。新羅之明年春二月。皇后領群卿及百寮。移于穴門。愛伐新羅。即收天皇之喪。從海路以向京。中略。時皇后聞忍熊王起師以待之。命武内宿禰懷皇子。橫出南海。泊于紀伊水門。皇后之船直指難波。于時皇后之船廻於海中。以不能進。更還務古水門而卜之。於是天照大神誨之曰。我之荒魂不可近皇居。皇居非皇居。當居御心廣田國。即以山背根子之女葉山媛令祭。亦稚日女尊誨之曰。吾欲居活田長峽國。因以海上五十狹茅令祭。亦事代主尊誨之曰。祠吾于御心長田國。則以葉山

和魂

官幣中社
長田神社
攝津國官幣大社
住吉神社
武庫郡
鄉社住吉神社
（口）月讀神を祭り奉る
伊勢皇大神宮内の別宮
月讀宮及
月讀荒魂宮
伊勢皇大神宮の別宮
月夜見宮
山形縣東田川郡
官幣大社
月山神社
薩摩國鹿兒島郡西櫻島
村
縣社 月讀神社

第二段 神代本紀 總說

七三

媛之弟長媛令祭。亦表筒男。中筒男。底筒男。三神誨之曰。吾和魂宜居大津滸中倉之長峽。便因看往來船。於是隨神教以鎮坐焉。則平得度海。忍熊王復引軍退。到菟道而軍之皇后南詣。紀伊國。會太子於日高。下畧。次に、月讀命（口）に、詔り給はく、「汝命は、夜の食國を知らせ」と事依し給ひき。次に、建速須佐之男命（ハ）に、詔り給はく、「汝命は、海原を知らせ」と事依し給ひき。

參照 日本紀 本書

亞神
月神を天に送る

阿波國美馬郡岩倉村
郷社 西照神社
其の他諸の月讀神社等
(ハ)須佐男神を祭り奉る神社(餘は後出)
武藏國官幣大社
水川神社
山城國官幣大社
八坂神社
紀伊國官幣大社
熊野坐神社
出雲國官幣大社
熊野神社
武藏國官幣中社
金鑽神社
出雲國官幣小社
日御碕神社
出雲國幣小社
須佐神社

次生ニ月神一號ニ月讀尊一亦曰月弓尊一其光彩
亞ニ日神一可以配ニ日神一而治一故亦送ニ之于天矣。次
生ニ蛭兒一雖ニ已三歲一脚猶不立。故載之於天磐櫛樟
船一而順風放棄。次生ニ素盞鳴尊一亦曰神素盞鳴尊一
此神有勇悍以安忍。且常以哭泣爲行。故令國
內人民多以天折。復使青山變枯。故其父母二神
勅ニ素盞鳴尊一汝甚無道。不可以君臨天
下。固當遠適於根國一矣。遂逐之。夜羅比夜梨岐。

第二章 高天原に於ける天孫御降臨の準備

準備

第一節 治者の本質の自覺

第一款 建速須佐之男神は中つ國の治者たるを得ず

故、各々、依し賜へる御言の隨に、知ろしめす中に、速須佐之男命、所命し給へる國を、知らさずて、八峯須(鬚)胸前に至るまで、啼伊佐知(泣ち)き、其の泣き給ふ狀は、青山を枯山如す、泣き枯らし、河海は、悉に、泣き乾しき。是を以て、惡

和魂を缺く
荒魂

大御神
罷る

官幣大社
多賀神社

神の音なひ狹蠅如す、皆沸き、萬物の妖ひ、悉に、發りき。
故、伊邪那岐大御神、速須佐之男命に、詔り給はく、「何とかも汝は、事依せる國を知らさずて、哭伊佐知流（泣ちる）」と詔り給へば、爾答白し給はく、「僕は、妣の國、根之堅洲國に罷らむと欲ふが故に、哭く」と申し給ひき。爾、伊邪那岐大御神、大く忿怒して、「然らば、汝は此の國には勿住みそ」と詔り給ひて、乃ち、神夜良比爾夜良比（神逐ひに逐ひ）給ひき。
故、其の伊邪那岐大御神は、淡海の多賀になも坐します。

参照 日本紀 本文

日少宮
寂然長隱

參上及罷
下

於レ是素盞鳴尊 請 曰 吾今奉 勅 將 就 根國
故欲 暫向 高天原 與 姉 相見 而後 永退 矣
勅許之 乃昇 詣於 天也 是後伊奘諾尊 功既畢
矣 德亦大矣 於是 登天 報命 仍留宅 於
日少宮 矣 少宮 此云 又曰 伊奘諾尊 神功既畢 靈
運當遷 是以 構幽宮於 淡路洲 寂然長隱 矣 了 參照

第二款 建速須佐之男神の參上

故、於是、速須佐之男命の言し給はく、「然らば天照大御神に
請して、罷りなむ」と申し給ひて、乃ち、天に參上ります時に、
山川、悉に、動み、國土、皆、震りき。

五百津の御統之珠
（臂は延本學習院本神谷本舊本に在り。諸本所取と訛り作る）

爾、天照大御神、聞き驚かして、「我が那勢（汝兄）の命の上り來ます由は、必ず、善しき心ならじ、我が國を奪はむと欲すにこそ」と詔り給ひて、即ち、御髪を解き、御美豆羅（御角髪）に纏かして、左右の御美豆羅（御角髪）にも、御鬘にも、左右の御手にも、各、八尺勾璣の五百津の美須麻流（御統る）の珠を纏き持たして、背には、千入之鞆を負ひ、五百入之鞆を附け、亦、臂には、伊都（稜威）の竹鞆を佩して、弓腹、振り立てて、堅庭は、向股に踏み那豆美（没み）、沫雪如す、蹶散して、伊都（稜威）の男建び、踏み建びて、待ち問ひ給はく、「何故、上り來ませる」と問ひ給ひき。

參照 日本紀 本書

始素戔鳴尊昇天之時。溟渤以之鼓盪。山岳爲之鳴响。此則神性雄健。使之然也。天照大神素知其神暴惡。一至聞來詣之狀。乃勃然而驚曰。吾弟之來。豈以善意乎。謂當有奪國之志一歎。夫父母既任諸子。各有其境。如何棄置當就之國。而敢窺竄此國乎。乃結髮爲髻。縛裳爲袴。便以八坂瓊五百箇御統之玉。美須麻流。纏其髻鬘及腕。又背負千箭之鞆。云知能梨。與五百

箭之鞞。臂著稜威之高鞞。振起弓彌。急握
 劍柄。踏壁庭而陷股。若沫雪以蹴散。
 奮稜威之雄詰。發稜威之噴讓。
 徑詰問焉。參照了。

第三款 天安河の誓により彌榮之給ふ萬世

一系の治者定まる

第一項 御誓の性質

爾、速須佐之男命の答し白く、「僕は、邪心無し、唯、大御神の命以ちて、僕が哭伊佐知流（泣ちる）事を問ひ賜ひし故に、

清明心

白しつらく、僕は、妣の國に、往らむと欲ひて、哭くと申ししかば、大御神、汝は、此の國には勿住みそと、詔り給ひて神夜良比夜良比（神逐ひ逐ひ）給ふ故に、罷往むとする状を、請さむと欲ひてこそ、參上りつれ、異心無し」と申し給へば、天照大御神、「然らば、汝の心の清明きことは、何に以て知らまし」と詔り給ひき。於是、速須佐之男命、「各誓ひて、御子生まむ」と答し給ふ。

第二項 御誓の實行及效果

故、爾、各、天安河を中に置きて、誓ふ時に、天照大御神、先づ、建速須佐之男命の佩せる、十拳劍を乞ひ度して、三

誓により高天原の和魂と豊葦原の荒魂とが結合す

天皇の御本質と八坂瓊之五百箇御統即ち彌榮の萬世一系の皇靈

- (二)三女神共に祀れる
- 筑前國官幣大社 宗像神社
- 肥前國官幣中社 田島神社
- 相模國鎌倉郡川口村 相模國赤松郡山方村 備前國赤松郡山方村 陸奥國青森市 縣社 善知鳥神社 豐前國門司市 縣社 和布刈神社 安藝國安藝郡倉橋島村 縣社 桂濱神社 多紀理毘賣神(奥津島比賣)を祀れるは 筑前國官幣大社 宗像神社 肥前國官幣中社 田島神社

段に打ち折りて瓊音も母由良爾(瓊瑤に)、天之眞名井に振り濺ぎて、佐賀美爾迦美(盛鬘に)蓄みて、吹き棄つる、氣吹きの狭霧に、成りませる神の御名は、多紀理毘賣命、亦の御名は、奥津島比賣命と謂す。次に、市寸島比賣命、亦の御名は、狹依毘賣命と謂す。次に、多岐都比賣命(二)。

速須佐之男命、天照大御神の、左の御美豆良(御角髮)に纏かせる、八尺勾聰之、五百津之美須麻流(御統)珠を乞ひ度して、瓊音も母由良爾(瓊瑤に)、天之眞名井に振り濺ぎて、盛鬘に蓄みて、吹き棄つる、氣吹きの狭霧に、成りませる神の御名は、正勝吾勝勝速日天之忍穗耳命(ホ)。また、右の御角髮に纏かせ

野見宿禰は此の後の菅公の祖

- 市寸島比賣命(狹依毘賣命。中津島姫命)は 安藝國官幣中社 嚴島神社
- 山城國官幣大社 松尾神社
- 多岐都比賣命は 陸奥國官幣小社 岩木山神社(三座ノ)
- (ホ)天之忍穗耳命を祀り奉れるは 豐前國官幣中社 英彦山神社
- 土佐國香美郡東川村 郷社 天忍穗別神社
- 土佐國安藝郡馬場村 郷社 御村神社

る、珠を乞ひ度して、盛鬘に嚙みて、吹き棄つる、氣吹きの狭霧に、成りませる神の御名は、天之菩卑能命(へ)。亦、御鬘に纏かせる、珠を乞ひ度して、盛鬘に蓄みて、吹き棄つる、氣吹きの狭霧に、成りませる神の御名は、天津日子根命(ト)。又、左の御手に纏かせる、珠を乞ひ度して、盛鬘に蓄みて、吹き棄つる、氣吹きの狭霧に、成りませる神の御名は、活津日子根命。亦、右の御手に纏かせる、珠を乞ひ度して、盛鬘に蓄みて、吹き棄つる、氣吹きの狭霧に、成りませる神の御名は、熊野久須毘命(チ)。并せて五柱(リ)(ヌ)。

於是、天照大御神、速須佐之男命に、告り給はく、「是後に生

官幣大社
宗像神社

(ハ)天之香卑能命(穗日、善日、夫比) 東京市府社
 龜戸神社二ノ一
 讚岐門仲多度郡家村
 郷社(式内)神野神
 因幡國氣高郡海徳村
 郷社 大野見宿彌神

(ト)天津日子根命は 伊勢國桑名郡桑名町ノ縣社 桑名神社二ノ一
 伊勢國桑名郡多度村 伊勢國多度郡多度村 伊勢國田方郡菰山村 郷社 荒木神社

(チ)熊野久須毘命を祀り奉れるは 紀伊國東牟婁郡那智村 縣社 熊野夫須美神社(異説在リ)

れませる、五柱の男子は、物實(物種子、本質)我が物に因りて、成りませり。故、自ら、吾が御子なり。先に生れませる、三柱の女子は、物實(本質)、汝の物に因りて、成りませり、故、乃ち、汝の御子なり。」斯く、詔り別け給ひき。

故、其の先に生れませる神、多紀理毘賣命は、胸形の奥津宮に坐す。次に、市寸島比賣命は、胸形の中津宮に坐す。次に、田寸津比賣命は、胸形の邊津宮に坐す。此の三柱の神は、胸形の君等が、以ち齋く、三前の大神なり。

故、此後に生れませる、五柱の御子の中に、天菩比命の御子、建比良鳥命。此は、出雲國造、無邪志國造、上荒上國造、下荒上國造、伊自牟國造、津島縣直、速江國造等の祖なり。

伊勢國桑名郡桑名町ノ縣社 桑名神社二ノ一
 陸前國星川郡大衛村ノ郷社 須岐神社七ノ一

(リ)五男神のみを祀り奉れるは 播磨國美養村北谷村 郷社 天津神社 其の他諸國の五柱神社

(ヌ)五男神三女神併せて八王子を祀り奉れるは 石見國鹿足郡津和野町 諸國の八王子神社及八所神社と稱する神社

次に、天津日子根命は、凡河内國造、額田部湯坐連、茨木國造、倭田中直、山代國造、馬來多國造、道尻岐閉國造、周芳國造、倭池知造、高市縣主、蒲生稻寸、三枝部造等の祖なり。

第二節 高天原の理想即治國修身の根本義の自覺

第一款 天石屋戸隱の原因 建速須佐之男神の

亂行及 天照大御神の御態度

爾、速須佐之男命、天照大御神に、白し給はく、「我が心、清み故に、我が生めりし御子、弱女を得つ、此に因りて言さば、自ら我勝ちぬ」と云ひて、勝ち佐備(進び)に、天照大御神の營田の畔離ち、溝埋め、亦、其の大嘗聞看(食し召す)殿に、糞

心清明き故に
 勝ち進び
 大嘗

脱散らしき。

参照 大嘗祭祝詞 第百九十六頁に在り

故、然すれども、天照大御神は、咎めずて、告り給はく、「尿如すは、酔ひて吐き散らすところ、我が那勢（汝兄）の命、斯く爲つらめ、又、田の畔離ち、溝埋めたるは地を可惜しとこそ、我が汝兄の命、斯く爲つらめ」と詔り直し給へども、猶、其の悪しき態止まずて、轉進あり。

天照大御神、忌服屋に坐しまして、神御衣織らしめ給ふ時に、其の服屋の頂を穿ちて、天の斑馬を逆剝に剝ぎて、墮し入るる時に、天の御衣織女（ル）、見驚きて、椽に陰上を衝きて、死せ

カミモノ
神御衣

詔り直し給ふ

(ル) 稚日女尊
天の御衣織女たり祀
孫津國官幣中社
生田神社

(ヲ) 常世思兼神 (八意
思金神) を祀り奉る

大和國宇陀郡神戶村
縣社 阿紀神社四の

常陸國那珂郡靜村
縣社 靜神社五の一

武藏國秩父郡大宮町
縣社 秩父神社二の

羽後國由利郡
鄉社 天鷲神社二の

羽後國山本郡響村
鄉社 響村神社五

豐前國田川郡津野村
鄉社 高木神社

越前國今立郡北日野村
鄉社 日野神社六の

播磨國宍粟郡神野村
鄉社 野口神社五ノ

にき。

第二款 天照大御神の御地位

故、於是、天照大御神、見畏みて、天の石屋戸を閉てて、刺し許母理（隠り）ましましき。

爾、高天原、皆暗く、葦原の中つ國、悉に闇し。此に因りて常夜往く。

於是、萬の神の聲は、狭蠅如す皆涌き、萬の妖、悉に發りき。

第三款 八百萬神は輔翼神なり

第四款 彌樂ゆる理想の自覺

皆暗し
臣民の清明
心

見畏み給ふ

彌意思兼神
長鳴鳥
玉鏡
天種子命の祖
天富命の祖
五百津(枝)の
根拔に掘じ
上つ枝

信濃國下伊那郡智里村
郷社 阿智神社
(天表春命と共に祀
る)
(ワ)伊斯許理度賣神
(鍛冶師の祭る神)
大和國磯城郡郡村
郷社 鏡作坐天照御
魂神社三の一
磐城國相馬郡石神村
郷社 高座神社
(カ)玉祖命を祀れる神
社
周防國佐波郡
國幣小社
玉祖神社
周防國佐波郡八坂村
郷社 八幡宮二の一
周防國佐波郡中關村
郷社 玉祖神社
諸國の玉祖神社

第一項 前段
是を以て、八百萬神、天の安河原に、神集ひ集ひて、高御産
巢日神の御子、思金神(ヲ)に、思はしめて、常夜の長鳴鳥を
集へて、鳴かして、天の安河の河上の、天の堅石を取り、天
の金山の、鐵を取りて、鍛入、天津麻羅を求ぎて、伊斯許理度
賣命(ワ)に科せて、鏡を作らしめ、玉祖命(カ)に科せて、八尺
勾璽之、五百津之御統之珠を作らしめて、天兒屋命(ヨ)、布刀
玉命(タ)を召びて、天香山の眞男鹿の肩を全抜きに抜きて、天
香山の、天の波波迦(朱櫻)を取りて、占へ度はしめて、天香山
の五百津眞賢木を、根許士爾許士(根拔に掘じ)て、上枝に、八

中つ枝
下つ枝
青和幣
白和幣
太祝詞帛
太御幣帛

日靈
天の眞さき
小竹葉を水草
空筥と太鼓
肝膽吐露
神懸
高天原唯
彌榮の一
笑ひ

(ヨ)天兒屋命を祀れる
神
大和國官幣大社
春日神社
河内國官幣大社
枚岡神社
和泉國官幣大社
大鳥神社
山城國官幣中社
大原野神社
山城國官幣中社
吉田神社
能登國鹿島郡高階村
郷社 藤原比古神社
加賀國石川郡鳥村
郷社 神田神社
天兒屋根命の祖を興台
産靈神とす、此の神を
祀れるは
讚岐國綾歌郡造田村
郷社 天川神社

尺勾璽之五百津之御統之珠を取り著け、中枝に、八尺鏡を取り
繫け、下枝に、白丹寸手青丹寸手(白和幣、青和幣)を取り垂て
て、此の種種の物は、布刀玉命、布刀(太)御幣帛と、取り持た
して、天兒屋命、布刀詔戸言(大祝詞事)、禱ぎ白して、天手力
男命(レ)、御戸の掖に、隠り立たして、天宇受賣命、天香山の
天の日影(蘿)を、手次(禰)に繫けて、天の眞析を鬘として、天
香山の小竹葉を水草に結ひて、天の石屋に、汗氣(空筥)伏せ
て、蹈み登杆呂許志(響し)、神懸りして、胸乳を掛(搔)き出
で、裳緒を番登(陰上)に忍垂れき。
爾、高天原、動りて、八百萬の神、共に咲ひき。

是質性明麗。故使照臨天地矣。素戔嗚尊是性好殘害。故令下治根國一珍。此云于圖顧眄之間。此云美屢摩沙可利爾。

參照 日本紀 一書

時有高皇產靈尊之息思兼神者。有思慮之智。故八十萬神會於天高市而問之。乃思而白曰。宜圖造彼神之象。而奉招禱也。故即以石凝姥命爲治工。採天香山之金。以作日矛。又全剝真名鹿之皮。以作天羽翰。用此奉造之神象。是卽紀國所

日神の御像

日前神

坐日前神也。石凝姥。此云伊之居梨度咩。全剝。此云宇都播伎爾播久。

參照 古語拾遺

掘ニ天香山之五百箇眞賢木。古語。佐爾居而上枝懸玉。中枝懸鏡。下枝懸青和幣白和幣。令ニ太玉命捧持稱讚。亦令天兒屋命相副祈禱。又令天鈿女命。天乃於須女。其神強女謂之於須。以眞辟葛爲鬘。以蘿葛爲手繩。蘿葛者以竹葉飲憩木葉爲手草。今多手持着鐸之矛。而於石窟戶前。覆誓槽。古語。宇氣布。舉庭燎。巧作俳優。相與歌舞。

竹葉飲憩木葉と鈴

日像鏡
日前神

於^ニ是^コ從^{ヒテ}思^フ兼^シ神^ノ議^ヲ令^シ石^ノ凝^ル姥^ノ神^ノ鑄^リ日^ノ像^ノ之^ノ鏡^ヲ初^メ度^ニ所^レ鑄^ル
イササカ 少不^レ合^フ意^ニ 是^レ紀^ス伊^ノ國^ニ 日^ノ前^ノ神^也 次^ニ度^ニ所^レ鑄^ル其^ノ狀^ヲ美^シ麗^ニ 大^ニ神^也 大神^也
 儲^ル備^ハ既^ニ畢^ス具^ニ如^ク所^レ議^ス爾^ニ乃^チ太^ニ玉^ノ命^ヲ以^テ廣^ク厚^ク稱^シ詞^ヲ啓^シ曰^ク
ナレ^ドモ吾^ガ所^レ捧^ル寶^鏡明^麗恰^カ如^ク汝^ノ命^ニ乞^フ開^レ戶^ヲ而^テ御^覽焉^ニ仍^チ太^ニ
 玉^ノ命^ヲ天^ノ兒^ノ屋^ノ命^ヲ共^ニ致^シ其^ノ祈^禱焉^ニ于^レ時^ニ天^ノ照^大神^ノ中^心獨^リ
サク謂^フ比^レ吾^ノ幽^居天^下悉^ニ聞^ク群^神何^レ由^ニ如^ク此^ノ歌^樂聊^カ開^レ戶^ヲ
 而^テ窺^レ之^ヲ參^照了^ス

第二項 中段

於是、天照大御神、怪しと思ほして、天の石屋戸を細目に開きて、内より告り給へるは、「吾が隠り坐すに因りて、天原自

力注の連繩
家の御網
活祭の網
天共祀の
の石屋に
段に探る
を天に探る

ら聞く、葦原の中の國も、皆聞けむと思ふを、何由以、天宇受賣は爲樂、亦、八百萬神、諸、咲ふぞ」と詔り給ひき。
サナハチ爾、天宇受賣、汝が命に益りて、貴き神坐すが故に、歡喜咲樂ふ」と言し給ひき。斯く言す間に、天兒屋命、布刀玉命、其の鏡を指し出でて、天照大御神に、示せ奉る時に、天照大御神、愈、奇しと思ほして、稍、戸より出でて、臨みます時に、其の隠り立てる、天手力男神、其の御手を取りて、引き出しまつりき。即ち、布刀玉命、尻久米繩(注連繩)を、其の御後方に、控(引)き度して、「此より内に不得還り入りまし」と白しき。

參照 日本紀 本書

是時天照大神聞之而曰。吾比閉居石窟。謂當豐
葦原中國。必為長夜。云何天鈿女命。噓樂如此者乎。
乃以手細開磐戶一窺之。時神力雄神則奉承天照
大神之手。引出而奉。於是中臣神忌部神則界以
端出之繩。端出之繩。此乃請曰。勿復還幸。參照
云。斯梨俱梅舞波。

第三項 後段

故、天照大御神、出でませる時に、高天原も葦原の中つ國も
自ら照り明りき。

日御綱

天つ晴れ
あな面白
あな手伸
あな明け
あけ

參照 古語拾遺

爰令天手力雄神。引啓其扉。還座新殿。則天兒屋命。
太玉命以日御綱。是日影之像也。廻懸其殿。令大宮賣神
侍於御前。是太玉命久志備所生神。如今世內侍。令豐磐間戶命。
櫛磐開戶命二神。守衛殿門。命之子也。是並太玉
當此之時。上天初晴。衆俱相見。面皆明白。伸手歌舞相
與稱曰。阿波禮。言天阿那於茂志呂。古語。事之切皆稱阿
那多能志。言伸手而舞。今指樂事。阿那佐夜憩。竹葉之
木名也。振其葉之調也。參照了。阿那佐夜憩。聲也。飲憩。

千位置戸
(眞本勢本勢一本には合被に作る。諸本合被に作るは訛れり)

於是、八百萬の神、共に議りて、速須佐之男命に、千位置戸を負せ、亦、鬚と手足の爪とを被はしめて、神夜良比夜良比(神逐ひ逐ひ)さ。

参照 日本紀 本書

然後 諸神 歸罪過於素戔嗚尊 而科之千位置戸。以促徵矣。至使 拔髮以贖其罪。又 拔其手足爪以贖之。已而竟 遂降焉。

参照 日本紀 一書

既而科罪於素戔嗚尊 而責其祓具。是以有二手端吉棄物。足端凶棄物。亦以唾爲白和幣。以洩爲青和幣。用此祓竟。遂神逐逐之。

参照 日本紀 一書

故諸神大喜。即科素戔嗚尊千位置戸之解除。以二手爪爲吉棄物。以足爪爲凶棄物。乃使天兒屋命 掌其解除之太諄辭。而宣之焉。世人慎收己爪者。此其緣也。既而諸神 噴素戔嗚尊曰。汝所行甚無賴。故不可住於天上。亦不

可^レ居^レ於^ニ葦原中國^一。宜^ク急^ニ適^ル於^ニ底根國^一。乃^チ共^ニ逐^ル之^ヲ。于^レ時^ニ霖^ニ也^一。素^ク戔^メ鳴^ク尊^ノ結^ニ束^ニ青^ニ草^一。以^テ爲^ス筮^ト。而^{シテ}乞^フ宿^ニ於^ニ衆^一。神^曰。汝^ハ是^レ躬^ヲ行^フ。濁^ク惡^ク而^{シテ}見^ル逐^ル者^一。如^ク何^ニ乞^フ宿^ニ於^ニ我^一。遂^ニ同^ニ距^ル之^ヲ。是^レ以^テ風^雨雖^レ甚^ク。不^レ得^テ留^ル。休^ム而^{シテ}辛^ク苦^ク降^ル矣^一。自^レ爾^以來^ニ。世^ニ諱^ニ着^ニ笠^一。以^テ入^ル他^ノ家^内。又^レ諱^ニ負^ニ束^ニ草^一。以^テ入^ル他^ノ家^内。有^ル犯^ス之^者。必^ニ償^ニ解^除之^一。此^ハ太^古之^遺法^也。參^照了^一。

古^ク來^ニ。風^雨雖^レ甚^ク。不^レ得^テ留^ル。休^ム而^{シテ}辛^ク苦^ク降^ル矣^一。自^レ爾^以來^ニ。世^ニ諱^ニ着^ニ笠^一。以^テ入^ル他^ノ家^内。又^レ諱^ニ負^ニ束^ニ草^一。以^テ入^ル他^ノ家^内。有^ル犯^ス之^者。必^ニ償^ニ解^除之^一。此^ハ太^古之^遺法^也。參^照了^一。

第三章 豊葦原及根の國に於ける

天孫御降臨の準備

第一節 建速須佐之男神と國土經營の準備

又、食物を、大氣津比賣神に乞ひ給ひき。爾、大氣都比賣、鼻口及尻より、種種の美味物を取り出でて、種種作り具へて、進る時に、速須佐之男神、其の態を立ち伺ひて、穢汚もの奉進ると以爲ほして、乃ち其の大氣津比賣神を殺し給ひき。故、殺さへ給へる神の、身に、生れる物は、頭に、蠶生り、二つの目に、稻種生り、二つの耳に、粟生り、鼻に小豆生り、陰に、

神皇產靈御祖
美化の神

麥生り、尻に、大豆生りき。故、是に、神產巢日御祖命、茲を取らしめて、種となし給ひき。

第一款 先づ家を興し國土經營の基を造る

豐葦原の荒魂と天の叢雲劍

故、逐はえ(れ)て、出雲國の肥の河上なる、烏髪の地に降りましき。此時しも、箸、其の河より、流れ下りき。於是、須佐之男命、其の河上に入りけりと以爲はして、尋覓上り往てまししかば、老夫と老女と二人在りて、童女を中に置て泣くなり。「汝等は誰ぞ」と問ひ給へば、其の老夫、「僕は國の神、大山津見神の子なり、僕が名は、足名椎、妻が名は、手名椎(ソ)、

櫛田姫命
(生じ給ふと
御名とす)

八頭八尾は
彌頭彌尾な

(ソ)足名椎手名椎神を祀れるは(二柱又一柱のみ)
信濃國諏訪郡上諏訪町
因幡國八頭郡大江村
伯耆國西伯郡境町
郷社 餘子神社
(奇稻田比賣をも祀る)

女が名は、櫛田比賣と謂す」と答白す。亦、「汝の哭く由は何ぞ」と問ひ給へば、「我が女は、本より八稚女ありき。是に、高志の八俣遠呂智(大蛇)なも、年毎に來て、喫ふなる、今、其れ、來ぬべき時なるが故に、泣く」と答白す。「其の形は、如何さまにか」と問ひ給へば、「彼が目は、赤加賀智如して、身一つに、八頭、八尾あり。亦、其の身に、羅及、檜楳生ひ、其の長さ、谿八谷、峽八尾を度りて、其の腹を見れば、悉に、常も、血爛れたり」と、答す。此に、赤加賀智といへるは今の酸醬なり。
爾、速須佐之男命、其の老夫に、「是れ、汝の女ならば、吾に奉らむや」と詔り給ふに、「恐れれど、御名を知らず」と答白せ

ば、「吾は、天照大御神の伊呂勢（同母兄）なり、故、今、天より降坐しつ」と答へ給ひき。爾、足名椎手名椎神、「然まさは、恐し、奉らむ」と白しき。

爾、速須佐之男命、乃ち、其の童女を、湯津（五百津）爪櫛に取り化して、御美豆良（御角髮）に刺さして、其の足名椎、手名椎神に告り給はく、「汝等、八鹽折の酒を醸み、且、垣を作り廻し、其の垣に、八つの門を作り、門毎に、八つの佐受岐（假殿）を結び、其の佐受岐毎に、酒船を置きて、船毎に、其の八鹽折の酒を盛りて、待ちてよ」と詔り給ひき。故、告り給へる隨にして、如此設け備へて待つ時に、其の八侯遠呂智（大蛇）、信に、

（留り或は死由に作る。此の所には眞本勢本等に從ふ）

御刀之前

天叢雲劍
草薙劍

言ひしが如來つ。乃ち、船毎に、己頭を垂入て、其の酒を飲みき。於是、飲み酔ひて、留まり伏し寝たり。

爾、速須佐之男命、其の御佩せる、十拳劍を抜きて、其の蛇を切り散り給ひしかば、肥河、血に變りて流れき。故、其の中の尾を切り給ふ時、御刀の刃毀けぬ。怪しと思ほして、御刀之前（尖）以て、刺し割きて、見そなはししかば、都牟刈の大刀あり。故、此の大刀を取らして、異物ぞと思ほして、天照大御神に、白し上げ給ひき。是は、草薙（草薙）の大刀なり。（ツノニ）故、是を以て、其の速須佐之男命、宮造るべき地を、出雲國に、求ぎ給ひき。爾、須賀の地に到りまして、詔り給はく、「吾、

清清し

彌重垣造妻

天安河の誓と
比較せよ
隱微に事始す

(ツ)一、清清しといふ
ことに因み須佐之男
神を祀り奉れる神社
は

出雲國大原郡海潮村
縣社 須我神社
(奇稻田姫と共に祀
る)

東京市四谷區須賀町
縣社 須賀神社

安藝國高田郡吉田村
二、郷社 清神社
天叢雲劍を祀れる

尾張國官幣大社
熱田神宮

尾張國安倍郡有度村
縣社 草薙神社

三、須佐之男神を祭り
奉れるは(須神を又
稱御氣野命とも家都
御子神とも申し奉

此に來まして、我が御心須賀須賀斯(清清し)(ツ)と詔り給ひ
て、其地になも、宮作りて坐ましける。故、其地をば、今に、
須賀とぞいふ。(ネ)(ナ)(ラ)(ム)

茲の大神、初め須賀の宮作らしし時に、其地より雲立ち騰り
き。爾、御歌作し給ふ。其の御歌は、

夜久毛多都。 伊豆毛夜幣賀岐。
夜幣賀岐都久流。 會能夜幣賀岐衰。
(彌重垣造る 其の彌重垣を) 出雲彌重垣 夫妻隱みに

於是、彼の足名椎神を喚して、「汝は我が宮の首たれ、」と告り

紀伊國官幣大社
熊野坐神社

出雲國幣小社
熊野神社

武藏國官幣中社
金鑽神社

出雲國幣小社
日御碕神社

出雲國幣小社
須佐神社

紀伊國有田郡保田村
縣社 (式内)須佐神

越前國南條郡今莊村
郷社 新羅神社

石見國美濃郡中西村
郷社 八幡宮の合殿

奇稻田比賣とを併せ

給ひ、且、名を稻田の宮主、須賀之八耳神と、負せ給ひら。

參照 日本紀 本書

至期果有ニ大蛇。頭尾各有ニ八岐。眼如ニ赤酸漿。及
至得酒。頭各入ニ一槽。飲醉而睡。時素戔鳴尊乃
拔ニ所帶十握劍。寸寸斬其蛇。至尾劍刃少缺。故
割ニ裂其尾一視之。中有ニ一劍。此所謂天叢雲劍也。素戔
鳴尊曰。是神劍也。吾何敢私以安乎。
乃上獻於天神也。然後行覓將婚處。遂

祭祀奉れるは
武藏國官幣大社
氷川神社
山城國官幣大社
八坂神社
豐後國大分市
郷社 彌榮神社
石見國鹿足郡津和野町
郷社 彌榮神社
駿河國静岡市
縣社 小梳神社
越中國射水郡柳田村
郷社 (式内) 柳田村
尾張國名古屋
縣社 那古野神社
安藝國安佐郡祇園村
郷社 安神社
諸國の鏡川神社、氷川神社

イタリマシキイヅモクニスガトコロニ
到ニ出雲國清之地
清。此。スナハチコトアゲシテリ玉ハク
乃興言曰。吾心清
トノリ玉ヒツニ
於ニ彼處一建宮
時素戔鳴尊歌曰。夜句
茂多菟。伊都毛夜霸餓岐。菟磨語味爾。夜霸餓積菟俱廬。
贈廼夜霸餓岐廻。乃相與違合。而生兒大己貴神。大己貴神。此云。於
於褒阿。カレノリ玉ハク。ノリ玉ハク。ヒキアガミコノミヤノオビトハスナハチアツチノカミテ。ナツチノカミ
娜武智。因。勅。曰。吾兒宮首。即脚摩乳神手摩乳神。此云。也。故賜號於ニ二神。曰。稻田宮主神。既而素戔鳴
尊。遂就。於ニ根國一矣。

參照 日本紀 一書

素戔鳴尊拔劍斬之。至斬尾時。劍刃少缺。割而

オホチノアツチマサ
蛇 龜正劍

(ナ) 四、櫛名田比賣の
みを祀れるは
備後國世羅郡東大田村
郷社 和理比賣神社
能登國鹿島郡徳田村
郷社 久志伊奈太伎
比咩神社
(ラ) 五、須佐之男神稻
田比賣神及蛇の龜正
劍を祀れるは
美濃國武儀郡神淵村
郷社 神淵神社
出雲國大原郡斐伊村
郷社 斐伊神社
(ム) 六、須佐之男神稻
田比賣神及大蛇を併
せ此の事件全體を祀
れるは
遠江國引佐郡賀町
郷社 細江神社

ミソナハセバ スナハチアツチマサ
視之。則劍在尾中。是號ニ草薙劍。此今在ニ尾張
國吾湯市村。即熱田祝部所掌之神是也。其斬蛇劍
號曰ニ蛇 龜正。此神今在ニ石上神宮也。

參照 日本紀 一書

アルフニイハク
一書曰。素戔鳴尊帥其子五十猛神。降到於ニ新羅國。
居ニ會戸茂梨之處。乃興言曰。此地吾不。欲
居。遂以ニ埴土。作舟。乘之。東渡。到ニ出雲國
鏡川上所在鳥上之峯。時彼處有ニ吞人大蛇。素戔鳴尊
乃以ニ天蠅。斫劍。斬ニ彼大蛇。時斬蛇尾而刃缺

蛇神劍
伊都之尾羽張
天之冬衣神
原に奉る

遠江國小笠郡雨樓村
郷社 (式内) 雨樓
神社 (雨を祈る神)
近江國野洲郡篠原村
郷社 大篠原神社
(七) 出雲國簸川郡
國幣小社
日御碕神社

大年神
宇迦之御魂神
稻魂神
倉稻生神
稻荷神

(ウ) 大年神を祀れる神
駿河國國幣小社
大歲御祖神社
日向國北諸郡五十市
村 母知丘神社
伊勢國度會郡宇治山田
市 縣社 箕曲中松原神社

即擊而視之。尾中有二神劍。素戔鳴尊曰。此不可。以吾私用也。乃遣五世孫天葦根神(マ)。(私註)即天之。上。奉於天神。此今所謂草薙劍矣。參照了冬衣神なり。

第二款 經濟關係利害關係の基を作る

故、其の櫛名田比賣を以て、久美度(隱所)に起して、生みませる神の御名を八島士奴美神といふ。又、大山津見神の御女、名は神大市比賣に娶ひて、御子、大年神(ウ)。次に、宇迦之御魂神(キ)を生みましき。

參照 廣瀨大忌祭祝詞

土佐國長岡郡長岡村
郷社 新年神社
日向國西諸郡須木村
郷社 大年神社
其の他諸國の大年神社
大歲神社
(キ) 宇迦之魂を祀れる
神社は
大和國官幣大社
廣瀨神社
(天皇の御饗神とす)
京都市官幣大社
稻荷神社三ノ
一
加賀國江沼郡作見村
縣社 忌浪神社
信濃國更級郡稻荷山町
縣社 治田神社
三河國渥美郡高豊村
郷社 御厨神社
諸方の稻荷神社

廣瀨能川合爾稱辭竟奉流。皇神能御名乎白久。御膳持若
字加能賣能命登御名者白氏。此皇神前爾辭竟奉久。皇御孫
命能字豆能幣帛乎令捧持氏。王臣等乎爲使氏稱辭
竟奉乎。神主祝部等諸聞食登宣。
奉流字豆乃幣帛者。御服明妙照妙和妙荒妙五色物。楯戈
御馬。御酒者應能閉高知。應能腹滿雙氏。和稻荒稻爾。山
爾住物者。毛能支物毛能荒支物。大野能原爾生物者。甘
菜辛菜。青海原爾住物者。能廣支物。能狹支物。奧津藻菜
邊津藻菜爾至。置足氏奉。皇神前爾白賜部。如
此奉字豆乃幣帛乎。安幣帛能足幣帛止。皇神御心平

噉八十木種。皆能播生。于時素戔嗚尊之子號曰五十猛命。妹大屋津姬命(才)。次栴津姬命(夕)。凡此三神。亦能分三布木種。即奉渡於紀國也。然後素戔嗚尊居熊成峯。而遂入於根國矣。椹。此云磨紀。棄戶。此云須多杯。參照了。

第二節 大國主神と國土經營の進捗

第一款 御名及御性質

御兄、八島士奴美神、大山津見神の御女、名は木花知流比賣に娶ひて、生みませる御子、布波能母遲久奴須奴神。此の神、游迦美神の女、名は、日河比賢に娶ひて、生みませる御子、深

淵之水夜禮花神。此の神、天之都度閉知泥神に娶ひて、生みませる御子、游美豆奴神(ヤ)。

參照 出雲風土記

意宇と號づくる所以は。國引き坐せる八東水臣津野命(ヤ)の詔り給はく、「八雲立出雲國は狹布の稚國なるかも、初國小さく作らせり、故、作り縫はむ」と詔り給ひて。栲衾新羅の御崎を、國の餘ありやと見れば、國の餘ありと詔り給ひて。童女の胸鉏取らして、大魚の腮、衝き別けて、幡薄、屠り別けて、三縷の綱、打ち懸けて、霜黑葛へなへ

(ヤ)游美豆奴神(八東水臣津野神)を祀れるは出雲國簸川郡園村郷社長濱神社

八東水臣津野神は游美豆奴神に同じ

な、河船のもそろもそろに、國來國來と引き來て、縫へる國は、去豆の打絶よりして、八百丹杵築の御埼なり。かくて、堅め立てし戕河は、石見國と出雲國との堺なる、名は佐比賣山是なり。また持ち引ける綱は、菫の長濱是なり。また、北門佐岐の國を、國の餘ありやと見れば、國の餘ありと詔り給ひて。童女の胸鉏取らして、大魚の腮、衝き別けて、幡薄、屠り別けて、三縵の綱、打ち懸けて、霜黒葛へなへなに、河船のもそろもそろに、國來國來と、引き來て、縫へる國は、多久の打絶よりして、狹田の國是なり。

また北門良波明の國を、國の餘ありやと見れば、國の餘ありと詔り給ひて。童女の胸鉏取らして、大魚の腮、衝き別けて、幡薄、屠り別けて、三縵の綱、打ち懸けて、霜黒葛へなへなに、河船のもそろもそろに、國來國來と、引き來て、縫へる國は、手結の打絶よりして、闇見の國是なり。また古志の都都の御埼を、國の餘ありやと見れば、國の餘ありと詔り給ひて。童女の胸鉏取らして、大魚の腮、衝き別けて、幡薄、屠り別けて、三縵の綱、打ち懸けて、霜黒葛へなへなに、河船のもそろもそろに、國來國來と、引き來て、縫へる國は、三穗の埼なり。持ち引ける綱は、夜

(マ)天之冬衣神、天之葦根神を祀れるは
 出雲國簸川郡日御碕神社の攝社
 能登國鳳至郡輪島町郷社 重藏神社二ノ
 (大國主神と共に)
 播磨國佐用郡慕山村郷社 慕山神社六ノ
 同西庄村 八幡神社五ノ
 (ケ)大國主神を祀り奉れる神社

見島是なり。堅め立てし戕河は、伯耆國なる大神岳是なり。
 「今は國引き訖へぬ」と詔り給ひて、意宇社に御杖衝き立てて、「オエ」と詔り給ひき。故、意宇といふ。」 参照了
 此の神、布怒豆怒神の女、名は、布帝耳神に娶ひて、生みませる御子、天之冬衣神(マ)。此の神、刺國大神の女、名は、刺國若比賣に娶ひて、生みませる御子、大國主神、亦の名は、大穴牟遲神と謂し、亦の名は、葦原色許男神と謂し、亦の名は八千矛神と謂し、亦の名は、宇都志國玉神と謂す。并せて五つの御名あり(ケ、第一)(ケ、第二)。

第二款 經營の第一期

自ら恃む

大袋を負ふ

因幡の白兔

(ケ、第一)大國主神を一般的に祀り奉れるは
 出雲國官幣大社 出雲大社
 武藏國官幣大社 氷川神社
 北海道官幣大社 札幌神社
 臺灣官幣大社 臺灣神社
 樺太官幣大社 樺太神社
 武藏國官幣小社 大國魂神社
 能登國官幣中社 氣多神社
 丹波國官幣中社 出雲神社
 常陸國官幣中社 大洗磯前神社

故、此の大國主神の御兄弟、八十神在しき。然れども、皆、國は、大國主神に避りまつりき。
 避りまつりし所以は、其の八十神、各、稻羽の八上比賣を婚はむの心ありて、共に、稻羽に行きける時に、大穴牟遲神に、袋を負せ、從者として率て行きき。於是、氣多の前に到りける時に、赤裸なる菟伏せり。八十神、其の菟にいひけらく、「汝、爲ひは、此の潮を浴み、風の吹くに當りて、高山の尾上に、伏してよ」といふ。故、其の菟、八十神の教ふる從にして伏しき。爾其の潮の乾く隨に、其の身皮、悉に、風に吹き拆えぬ。故、痛みて泣き伏せれば、最後に來ませる大穴牟遲神、其の菟を見

播磨國幣中社 伊和神社
 駿河國幣小社 神部神社
 三河國幣小社 砥鹿神社
 陸奥國幣小社 岩木山神社
 日向國幣小社 都農神社
 伯耆國幣小社 大神山神社
 紀伊國幣小社 飛瀧神社
 (那智瀧を御神體として祀る)
 東京市本郷區 丹波國多紀郡大山村
 丹波國多紀郡大山村 郷社 神田神社

て、「何由汝泣き伏せる」と問ひ給ふに、菟、答言く、「僕、游岐島に在りて、此の地に、度らまく欲りつれども、度らむ因なかりし故に、海の和邇(鰐)を欺きて、言ひけらく、吾と汝と、族の多き少きを競べてむ。故、汝は、其の族のありの悉、率て来て、此の島より氣多の前まで、皆列み伏し度れ、爾、吾、其上を踏みて、走りつゝ、讀み度らむ、於是、吾が族と、何れが多きといふ事を知らむ。かく言ひしかば、欺かえ(れ)て列み伏せりし時に、吾、其の上を踏みて、讀み度り来て、今、地に下りひとする時に、吾、汝は、我に欺かえつ(れぬ)と、言ひ竟れば、即ち、最端に伏せる和邇(鰐)、我を捕へて、悉に、我が衣

但馬國城崎郡豐岡町 縣社 小田井(縣)
 駿河國三保村 縣社 御穂神社
 伯耆國日野郡黒坂村 郷社 ヒヨリ神社
 郷社 ヒヨリ神社
 諸國の國修神社
 (ケ、第二)顯國玉神の名稱を以て祀り奉れる例
 大和國官幣大社 大和神社
 大和國魂神を祀る 前出陸奥國幣小社
 岩木山神社 宇都志國玉神を祀る
 前出武藏國官幣小社 大國魂神社
 (武藏大國魂神)
 常陸國眞壁郡大國村 郷社 大國王神社

服を剥ぎき、此に因りて、泣き患ひしかば、先立ちて行てませる、八十神の命(御言)以て、潮を浴みて、風に當り伏せれと、誨へ給ひき。故、教の如爲しかば、我が身、悉に、傷はえつ(れぬ)と告す。於是、大穴牟遲神、其の菟に教へたまはく、今、急く、此の水門に往きて、水以て、汝が身を洗ひて、即ち、其の水門の蒲黄を取りて、敷き散らして、其の上に輾辭びてば、汝が身、本の膚の如、必ず差(愈えなむ)ものぞ」と教へ給ひき。故、教の如爲しかば、其の身、本の如くになりき。此、稻羽の素菟といふ者なり。今に、菟神となもいふ。故、其の菟、大穴牟遲神に白さく、「此の八十神は、必ず、八上比賣を得給は

能登國鹿島郡矢田村
縣社 能登生國國王
比古神社
尾張國中島郡稻澤町
縣社 尾張大國靈神
(荒魂)

神皇產靈神
幾度か死し
か活く

じ、袋を負ひ給へれども、汝が命を獲給ひなむ」と白しき。
於是、八上比賣、八十神に答へけらく、「吾は、汝等の言は聞
かじ、大穴牟遲神に嫁はむ」といふ。
故、爾、八十神怒りて、大穴牟遲神を殺さむと、共議りて、
伯伎國の手間の山本に至りて、云ひけるは、「此の山に、赤猪あ
るなり、故、我共追ひ下りなば、汝、待ち取れ、若し、待ち取
らずは、必ず、汝を殺さむ」といひて、猪に似たる大石を、火
以て燒きて、轉べし落しつ。爾、追ひ下り、取る時に、其の石
に燒き著かえ(れ)て、死せ給ひき。
爾、其の御祖命、哭き患ひて、天に參上りて、神産巢日之命

焦しての焦
は諸本共に
集に作るに
眞淵先生は
焦の誤りと
す傳亦之に
據る

に請し給ふ時に、乃ち、蜺貝比賣と蛤貝比賣とを遣せて、作り
活さしめ給ふ。爾、蜺貝比賣、岐佐宜(研磨)焦して、蛤貝比賣、
水を持ちて、母の乳汁と塗りしかば、麗しき壯夫に成りて、出
で遊行きぬ。
於是、八十神見て、且欺き、山に率て入りて、大樹を切り伏
せ、茹矢を、其の木に打ち立て、其の中に入らしめて、即ち、
其の冰目矢を打ち離ちて、拷殺しき。
爾、亦、其の御祖命、哭きつつ求げば、見得て、即ち、其の
木を拆きて、取り出で活して、其の御子に、告り給はく、「汝、
此間にあらば、遂に、八十神に滅させなむ」と言ひ給ひて、乃

ち、木の國の大屋毘古神の御所に、速がし遣り給ひさ。
爾、八十神、覺ぎ追ひ臻りて、矢刺す時に、木の俣より、漏
き逃れて去り給ひさ。

第三款 經營の第二期

御祖命、御子に告り給はく、「須佐能男命の坐します、根堅洲
國に、參向てよ、必ず、其の大神、議り給ひなむ」と云り給ふ。
故、詔命の隨、須佐之男命の御所に、參到たりしかば、其の
御女、須勢理毘賣(ケ、第三)出でて見て、目合ひして相婚ひまし
て、還り入りて、其の御父に、「甚麗しき神參來つ」と言し給ひ
さ。

祖神の御靈に
頼る然し權力な
義の時代なり

(ケ、第三) 須勢理毘賣
と共に祀れるは
備中國吉備郡總社町
縣社 總社神社二ノ
村社 項懸神社
(大國主神と共に)
讚岐國三豐郡紀伊村

(ケ、第四) 葦原色許男神
として大國主神を祀
り奉れるは
播磨國美婁郡志染村
郷社 御坂神社三ノ
(御魂ヲ分ケ大物主
神をも祀る)
出雲國簸川郡神西村
郷社 佐寶佐神社

根の國に於ける
須佐之男
神は常に葦原
の經營を念と
し給ふ

爾、其の大神、出でて見て、「此は、葦原色許男(ケ、第四)とい
ふ神ぞ」と告り給ひて、即て、喚び入れて、其の蛇の室屋に寢
しめ給ひさ。於是、其の御妻、須勢理毘賣命、蛇の比禮(振物)
を、其の夫に授けて、云り給はく、「其の蛇、昨はひとせば、此
の比禮(振物)を三度舉りて、打ち撥ひ給へ」と告り給ひさ。故、
教の如、爲給ひしかば、蛇、自ら静りし故に、平く寢て、出でて
給ひさ。亦、來日の夜は、吳公と蜂との室屋に、入れ給ひしを、
且、吳公、蜂の振物を授けて、先の如教へ給ひし故に、平くて
出でて給ひさ。亦、鳴鏑を大野の中に射入れて、其の矢を採らし
め給ふ。故、其の野に入ります時に、即ち、火以て、其の野を

根の國及鼠

出雲國島根郡
に龜野社在

燒き廻らしつ。於是、出でむ所を知らざる間に、鼠來て、いひけるは、「内は富良富良(洞洞)、外は須夫須夫(窄窄)。斯くいふ故に、其處を踏みしかば、落ち入り、隠りませる間に、火は燒け過ぎぬ。爾、其の鼠、其の鳴鏑を咋ひ持ち出で來て奉りき。其の矢の羽は、其の鼠の子等、皆喫ひたりき。於是、其の御妻、須世理毘賣は、喪具を持ちて、哭きつゝ來まし、其の父の大神は、已に死訖ぬと思ほして、其の野に出で立たせば、爾、其の矢を持ちて奉る時に、家に牽て入りて、八田間(廣間)の大室に、喚び入れて、其の御頭の虱を取らせ給ひき。故、爾、其の御頭を見れば、吳公多かり。於是、其の御妻、

御心に愛く思
心より心に傳
形式を要せず

(眞本勢本は
天沼琴に
作る。諸本
天沼琴に作
る。)
生大刀
生弓矢
天の詔琴
根の國の消極
性

棕の木の實と赤土とを、其の夫に授け給へば、其の木の實を咋ひ破り、赤土を含みて唾出し給へば、其の大神、吳公を咋ひ破りて唾さいだすと、以爲ほして、御心に愛しく思ほして、御寢ましき。爾に、其の大神の御髪を握りて、其の室の椽毎に、結ひ著けて、五百引石を、其の室の戸に、取り塞へて、其の御妻、須世理毘賣を負ひて、其の大神の生大刀、生弓矢、及、其の天の詔琴を取り持たして、逃げ出でます時に、其の天の詔琴、樹に拂れて、地、動鳴さぬ。故、其の御寢ませる大神、聞き驚かして、其の室を引き仕し

根の國の御神
勅(おのれ)
おれ(おのれ)

是奴よ
宇迦能山之山
荒魂を以て國
給ふ

給ひき。然れども、椽に結へる御髪を、解かする間に、遠く逃げ給ひき。故、爾、黃泉比良坂まで、追ひ至てまして、遙に望けて、大穴牟遲神を呼ばひて、謂り給はく、「其の汝が持たる生太刀、生弓矢を以て、汝が庶兄弟どもをば、坂の御尾に追ひ伏せ、河の瀬に追ひ撥ひて、意禮(汝)、大國主の神と爲り、亦、宇都志國玉の神と爲りて、其の我が女、須世理毘賣を嫡妻として、宇迦能山の山本に、底津石根に、宮柱布刀斯理(太知り)、高天原に冰祿多迦斯理(高知り)て居れ、是奴よ」と詔り給ひき。故、其の太刀、弓を持ちて、其の八十神を追ひ避くる時に、

(ケ、第五)特に八千矛神として大國主神を祀り奉れるは大和國官幣大社

大和神社

前出尾張國中島郡稻澤

縣社 尾張大國靈神

淡路國三原郡榎列村

縣社 大和大國魂神

讚岐國三豐郡吉津村

其の他 荒魂神社

(ケ、第六)大國主神を多紀理毘賣神と共に祀り奉れるは伯耆國東伯郡中山村

伯耆國東伯郡中山村

縣社 中山神社

坂の御尾毎に、追ひ伏せ、河の瀬毎に、追ひ撥ひて、國作り始め給ひき。(ケ、第五)下

故、此の大國主神、胸形の奥津宮に坐す神、多紀理毘賣命に娶ひて(ケ、第六)、生みませる御子、阿遲鉏高日子根神。次に、妹、高比賣命、亦の御名は、下光比賣命。此の阿遲鉏高日子根神は、今、迦毛大御神と申す神なり。

大國主神、亦、神屋楯比賣命に娶ひて、生みませる御子、事代主神。亦、八鳥牟遲能神の女、鳥耳神に娶ひて、生みませる御子、鳥鳴海神。此の神、日名照額田毘道男伊許知邇神に娶ひて、生みませる御子、國忍富神。此の神、蘆那陀迦神、亦の名

は、八河江比賣に娶ひて、生みませる御子、連甕之多氣佐波夜
 遲奴美神。此の神、天之甕主神の女、前玉比賣に娶ひて、生み
 ませる御子、甕主日子神。此の神、淡迦美神の女、比那良志毘
 賣に娶ひて、生みませる御子、多比理岐志麻流美神。此の神、
 比比羅木之其花麻豆美神の女、活玉前玉比賣神に娶ひて、生み
 ませる御子、美呂浪神。此の神、敷山主神の女、青沼馬沼押比
 賣に娶ひて、生みませる御子、布忍富鳥鳴海神。此の神、若晝
 女神に娶ひて、生みませる御子、天日腹大科度美神。此の神、
 天狹霧神の女、遠津待根神に娶ひて、生みませる御子、遠津山
 岬多良斯神。

右の件、八島士奴美神より以下、遠津山岬帶神以前、十
 七世といふ。

第四款 經營の第三期

故、大國主神、出雲の御前の坐す時に、波の穂より、
 天之羅摩(蘿)の船に乗りて、蛾の皮を内剝(全剝)に剝きて、衣
 服にして、歸り來る神あり。爾、其の名を問はすれども、答へ
 ず。且、御從の諸神に問はすれども、皆、「知らず」と白しき。
 爾多邇具久(蟾蜍)白さく、「此は久延毘古を必ず知りつらむ」と
 と申せば、即ち、久延毘古を召して、問はす時に、「此は、神產
 巢日神の御子、少名毘古那神(フ)なり」と答白しき。

和魂の神と同
 心戮力す
 開明專制時代
 (蛾の字諸本
 鵝に作る)。

神產巢日神

(フ)少名比古那神のみ
 を祀れる神社
 常陸國幣中社
 酒列磯前神社
 伊賀國幣中社
 敢國神社
 祭神敢國神は少彦
 神なりとの説あり

或有^レ所^レ成。

磐城國石城郡湯本町
郷社 湯泉神社
伊豫溫泉郡湯後湯之町
縣社 湯神神社
其の他諸國の溫泉神社
(三)久延里古を祀れる
能登國鹿島郡文江村
縣社 久氏比古神社
信濃國上水内郡七二會
村 守田神社左殿

鷓鴣の羽を以て衣とせり

コダヘテノリダマハクアルハアリトコロモナレルアルハアリトノリダマヒキガルトコロモナラコノセノガダリ
對^レ曰^レ。或有^レ所^レ成。或有^レ不^レ成。是談也。
ケダシアリフカキムテ
也。蓋有^レ幽深之致^レ焉。略下
クモココニハインウブシト
顯。此云^レ予都斯。略下

參照 日本紀 一書

ハジメオホナムデノミコトムケシトキニクニイテマシテイツモノクニニイササノチハマニ
初大己貴命之平國也。行^レ到出雲國五十狹狹之小汀
而且當^レ飲食。是時海上。忽有^レ人聲。乃驚而求
之。都無^レ所見。頃時有一箇小男。以^レ白藪皮爲^レ舟。
以^レ鷓鴣羽爲^レ衣。漸隨^レ潮水。以^レ浮到。大己貴命即
取置^レ掌中。而翫^レ之。則跳齧^レ其頰。乃怪^レ其

カダチヲマダシテツカヒマラシダマヒキニアマツカミソトキダカミムスビノミコトキコシメシ
物色。遣^レ使^レ白^レ於^レ天神。于時高皇產靈尊聞^レ之而
曰。吾所産兒。凡有^レ一千五百座。其中一兒最惡。
不^レ順^レ教養。自^レ指間漏墮者。必彼矣。宜^レ愛^レ而
養之。此即少彥名命是也。參照了

第五款 經營の第四期

於是、大國主神愁^レひまして、「吾獨^レりして、いかでかも此の國
を得作らむ。孰^レれの神と共に、吾は、能^レく此の國を相作らまし」
と告^レり給ひき。此の時に、海を光^レして依^レり來^レる神あり。其の神
の言^レり給はく、「我が御前^レを能^レく治^レめてば、吾、能^レく共與^レに、相
作^レり成^レしてむ。若し然らずば、國成^レり難^レまし」と言^レり給ひき。

内部の神靈たる和魂を自覺し然も之を齋き祭るを齋き祭る

粟莖に緣ず 少彦神又粟島又淡島の神といふ

(ケ、第八)特に大國主の神和魂を祀り奉れる神社
大物主櫛毘玉神
大和國官幣大社
讚岐國幣中社
讃岐國幣中社
金刀比羅宮
武藏國兒玉郡松久村
下野國下都賀郡國府村
阿波國名東郡神分町
甲斐國東山郡神分町
上野國山田郡神分町
薩摩國薩摩郡神分村
其の他諸國の三輪神社等多數

爾、大國主神曰し給はく、「然らば、治め奉らむ状は奈何ぞ、と曰し給へば、吾をばも、倭の青垣東山の上に、伊都岐奉(齋き祀れ)」と答言給ひき。此は、御諸の山の上に坐す神なり(ケ、第八)。

參照 日本紀 一書

其後少彦名命行可至熊野碕。遂適於常世郷一矣。(亦曰「至淡嶋而緣粟莖一則彈渡而至常世郷一矣。自後國中所未成。大己貴命獨能巡造。遂到出雲國一乃興言曰。夫葦原中國本自荒芒。至

吾は汝の幸魂奇魂なり 幸魂此云佐奇魂此云俱斯美拖磨

其の他諸國の三輪神社等多數

磐石草木一咸能強暴。然吾已摧伏。莫不知順。今理此國一唯吾一身而已。其可與吾共理天下者。蓋有之乎。
于時神光照海。忽然有浮來者。曰。如吾不在。汝何能平此國一乎。由吾在一故。汝得建其大造之績一矣。是時大己貴命問曰。然則汝是誰耶。對曰。吾是汝之幸魂奇魂也。大己貴命曰。唯然。爾知汝是吾之幸魂奇魂。今欲何處住耶。對曰。吾欲住日本國三諸山一故。即營宮彼處。使就而居。此大三輪大物主

御自身の和魂を奉祀す

向日神を祀れる例
山城國乙訓郡向日町
式内府社 向日神社

(向日神の向は諸本白に作る。今中巨本によ

カミナリ。コノカミハスナヘチカモキミオホミワシキミヲ
神也。此神即甘茂君大三輪君等。又姫踏鞮五十鈴姫命
ノオヤナリ。マダイハク。コトシロヌシノカミメシメシマノミツクヒメノミコトヲ
之祖也。又曰。事代主神娶三嶋溝織姫命。或云。玉
櫛姫命。而生兒姫踏鞮五十鈴姫命。是爲神日本磐
余彦天皇之后也。(中略) 参照了

第三節 大年神

故、其の大年神、神活須毘神の女、伊怒比賣に娶ひて、生み
ませる御子、大國御魂神。次に、韓神。次に、曾富理神。次に、
向日神。次に、聖神五。
又、香用比賣に娶ひて、生みませる御子、大香山戸臣神。次

御年神

(エ)御年神を祀れる神
大和國官幣大社
大和神社

神名帳によれば
大和國葛上郡葛木御
歳神社に祀る特に稻
の神とす

に、御年神(エ)。柱

参照 祈年祭に御年神に申す祝詞

御年皇神等能前爾白久。皇神等能依奉奉。奥津御年乎。手
眩爾水沫畫垂。向股爾泥畫寄氏。取作牟奥津御年乎。八束
穂能伊加志穂爾。皇神等能依奉奉者。初穂乎。千穎八百穎爾
奉置氏。應閉高知應腹滿雙氏。汁穎稱辭竟奉奉。
大野原爾生物者。甘菜辛菜。青海原住物者。鱒能廣物鱒
能狹物。奥津藻菜邊津藻菜爾至。御服者。明妙照妙和妙
荒妙爾稱辭竟奉奉。御年皇神能前爾。白馬白猪白鷄。種

奥津日子神
奥津比賣神
參上神

平野神社には
今木神
久度神
古開神
比咩神を祭る
御祭神の事蹟
性質は詳か
ならず

(テ)奥津日子神奥津日
羽前國西村上郡川土居
村
郷社 大沼神社五ノ
出雲國松江府原社相殿
郷社 四ノ三
讃岐國綾歌郡松山村
郷社 二ノ五ノ
長門國河内郡紫福村十
郷社 八ノ一
駿河國静岡市津彦神社
各家の竈に祀る神は火
産日神と此の二柱の神
なり

種色物乎備奉氏。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉

登久ノ宣。參照了

又、天知迦流美豆比賣に娶ひて、生みませる御子、奥津日子
神。次に、奥津比賣神(テ)、亦の名は、大戸比賣神。此は、諸
人の以ち拜く竈の神なり。

參照 平野祭祝詞

天皇我御命爾坐世。今木利仕奉來流。皇大御神能廣前爾白
給久。皇大御神乃乞志給乃任爾。此所能底津石根爾。宮柱
廣敷立。高天乃原爾千木高知氏。天能御蔭日能御蔭登定奉

竈神なりと
ばる説もあれ
祝詞を姑く
此の所に置
今木神は今
濟國にして百
なりとの説有
なり

氏。神主爾神祇某官位姓名定氏。進流神財波。御弓。
御太刀。御鏡。鈴。衣笠。御馬乎引竝氏。御衣波。明多閉
照多閉和多閉荒多閉爾備奉氏。四方國能進流。御調能荷前
乎取竝氏。御酒波。應戸高知應腹滿竝氏。山野能物波甘菜
辛菜。青海原乃物波。波多能廣物波多能狹物。奥都毛波邊
津毛波爾至。雜物乎。如横山置高成氏。獻流宇豆乃
大幣帛乎。平久所聞氏。天皇我御世乎。堅磐爾常磐齋奉利。
伊賀志御世爾幸閉奉氏。萬世爾御坐令在米給登。稱辭竟奉
申。
又申久。參氏仕奉流。親王等王等臣等。百官人等母。

本野
御宮神

夜守日守爾守給氏。天皇我朝廷爾。伊夜高爾伊夜廣爾。伊賀志夜礙波江乃如久。立榮米令仕奉給登。稱辭竟奉止申。

參照 久度古開の神を祭る祝詞

天皇我御命爾坐世。久度古開二所能宮。供奉來流。皇御神能廣前爾白給久。皇御神能乞比給。任爾。此所能底津石根爾。宮柱廣敷立。高天能原爾千木高知氏。天能御蔭日能御蔭止定奉氏。神主爾。某官位姓名定氏。進流神財波。御弓。御太刀。御鏡。鈴。衣笠。御馬手引竝氏。御衣波。明

多閉照多閉。和多閉荒多閉備奉氏。四方國乃進留。御調乃荷前乎取竝氏。御酒波。聽乃閉高知。聽能腹滿竝氏。山野物波甘菜辛菜。青海原乃物波。鱸乃廣物鱸乃狹物。奧都毛波邊都毛波爾至。雜物乎如横山置高成氏。獻流宇豆乃大幣帛乎。平久所聞氏。天皇我御世乎。堅磐爾常磐爾齋奉利。伊賀志御世爾幸閉奉氏。萬世爾御令坐米給登。稱辭竟奉申。又申久。參集氏仕奉。親王等王等臣等。百官人等。夜守日守爾守給氏。天皇我朝廷爾。彌高爾彌廣仁。伊賀志夜具波江能如久。立榮米令仕奉給登。稱辭竟奉登。

日吉の神
座摩の神
皇居を守り
給ふ神

(ア)大山咋神を祀れる
神社は(山末之大主
神)
東京市官幣大社
日枝神社
近江國官幣大社
日吉神社
京都府官幣大社
松尾神社
諸國の同名の神社
(サ)阿須波神波比岐神
を祀れる神社は(天
皇の大宮地を守り給
ふ神)
大阪府
府社 座摩神社
福井市
縣社 足羽神社六ノ
二

申。』参照了

次に、大山咋神(ア)、亦の名は、山末之大主神。此の神は、
近淡海國の日枝山に坐す。又、葛野の松の尾に坐す、鳴鏑に化
りませる神なり。次に、庭津日神。次に、阿須波神(サ)。次に、
波比岐神(サ)。次に、香山戸臣神。次に、羽山戸神。次に、庭
高津日神。次に、大土神、亦の名は、土之御祖神、
神九

参照 新年祭に座摩神に申す祝詞 月次祭の祝詞に準ず

座摩乃御巫乃稱辭竟奉皇神等能前爾白久。生井。榮井。
津長井。阿須波。婆比支登。御名者白氏辭竟奉者。皇神能

敷坐。下都磐根爾宮柱太知立。高天原爾千木高知氏。皇御
孫命乃瑞能御舍乎仕奉氏。天御蔭日御蔭登隱坐氏。四方國
乎安國登平久知食故。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟
奉。宣。』参照了

上の件、大年神の子、大國御魂神より以下、大土神以前、
併せて十六神。

羽山戸神、大氣都比賣神に娶ひて、生みませる子、若山咋神。
次に、若年神。次に、妹若沙那賣神。次に、彌豆麻岐神。次に、
夏高津日神。亦の名は、夏之賣神。次に、秋毘賣神。次に、久
久年神。次に、久久紀若室葛根神。

上の件、羽山戸神の御子、若山咋神より以下、若室葛根神以前、并せて八神。

第四章 天孫御降臨(理想の實現)

第一節 天孫天降の意義

天照大御神之命以て、「豊葦原之千秋長五百秋之水穂國は、我が御子、正勝吾勝勝速日天忍穗耳命の知らさむ國」と言因さし給ひて、天降し給ひさ。

第二節 天孫天降につき大國主神との交渉

第一款 高天原と豊葦原との交渉

於是、天忍穗耳命、天の浮橋に立たして、詔り給はく、「豊葦原之千秋長五百秋水穂國は、伊多久佐夜藝豆(甚く喧擾ざて)ありけり」と告り給ひて、更に、還り上らして、天照大御神に、請し給ひさ。

爾、高御産巢日神、天照大御神之命以て、天の安河の河原に、八百萬の神を、神集へに集へて、思金神に思はしめて、詔り給はく、「此の葦原の中國は我が御子の知らさむ國と、言依さし給へる國なり。故、此の國に、道速(千早)振る荒ぶる國神等の多なると思ほさくを、何れの神を使はしてか、言趣(歸服)まし」と詔り給ひさ。

高皇産靈神

思兼神に思はしむ

言趣(言向)

(キ)天菩比命を祀れる
 東京市 龜井神社二ノ
 府社
 東京市 本所區 牛鳥神社二ノ
 郷社
 武藏國 南埼玉郡 鷺宮村
 縣社 鷺宮神社二ノ
 因幡國 氣高郡 大郷村
 縣社 天徳日命神社
 出雲國 能義郡 能義村
 出雲國 能義郡 島田村
 伊豫國 松山市 支布佐神社
 縣社 東雲神社

高皇產靈神
 天照大御神
 は御二柱に
 してはしま
 すに在はし

爾、思金神、又、八百萬の神等議りて、天菩比神、是れ遣はしてむ」と白しき。故、天菩比神(キ)を遣はしつれば、乃て、大國主神に、媚ひ附きて、三年になるまで、復言奏さざりき。是以、高御產日巢神、天照大御神、亦、諸の神等に問ひ給はく、「葦原の中國に遣はせる、天菩比神、久しく復言奏さず。亦、何れの神を使はしては吉けむ。」爾、思金神、答白しけらく、「天津國玉神の子、天若日子を遣はしてむ」とををしき。故、爾、天之麻迦古弓(眞鹿兒弓)、天之波波矢(羽張矢)を、天若日子に賜ひて遣しき。於是、天若日子、其の國に降り到きて、即ち、大國主神の女、

天照大御神

下照比賣を娶とし、亦、其の國を獲むと慮りて、八年に至る迄、復言奏さざりき。故、爾、天照大御神、高御產日巢神、亦、諸の神等に問ひ給はく、「天若日子、久しく復言奏さず、又、曷れの神を遣はしてか、天若日子が久しく留る所由を、問はしめむ」と問ひ給ひき。於是、諸の神等、及、思金神答白さく、「雉鳴女を遣はしてむ」と答白す時に、詔り給はく、「汝、行きて、天若日子に問はむ狀は、汝を葦原の中國に使はせる所以は、其の國の荒ぶる神等を、言趣(歸服)和せとなり、何を以て八年に至るまで、復言奏さざると、問へ」と詔り給ひき。天若日子、

高木神及
天照大御神

故、爾、鳴女、天より降り到きて、天若日子が門なる、湯津
 楓の上に居て、委曲に、天つ神の詔命の如、言りき。爾、天の
 佐具賣(探女)、此の鳥の言ふことを聞きて、天若日子に、「此鳥
 は、其の鳴く音甚悪し、故れ射殺し給ひね」と言ひ進むれば、
 即ち、天若日子、天つ神の賜へる、天の波士弓(楯弓)、天の加
 久矢(鹿兒矢)を持ちて、其の雉を射殺しつ。
 爾、其の矢、雉の胸より通りて、逆に、射上げらま(れ)て、
 天の安河の河原に坐します、天照大御神、高木神の御所に速り
 き。是の高木神は、高御産巢日神の別の御名なり。故、高木神、
 其の矢を取らして、見すれば、其の矢の羽に、血、著たりき。

矢本人に還る
此の矢に麻
賀禮

(ユ)天若日子も神社に
 祀らる
 近江國愛知郡秦川村
 郷社 安孫子神社
 (天若日子は輕我孫
 公の祖なり)

於是、高木神、「此の矢は、天若日子に賜へりし矢ぞかし、」と
 告り給ひて、諸の神等に示せて、詔り給へらくは、「或、天若日
 子、御命を誤へず、惡神を射たりし矢の至つるならば、天若日
 子に中らされ、或、邪心しあらば、天若日子、此の矢に麻賀
 禮(凶れ)」と云り給ひて、其の矢を取らして、其の矢の穴より、
 衝き返し下給ひしかば、天若日子(ユ)が胡床に寝たる、高胸坂
 に中りて死せにき。亦、其の雉還らず。故、今に、諺に、雉の
 頓使(單使)といふ本、是れなり。
 故、天若日子が妻、下照比賣の哭せる聲、風の興響きて、天
 に到りき。於是天在る天若日子が父、天津國玉神、及、其の妻

日八日夜八夜
を樂ぶ

(天孫日子根) 阿遲志貴高日子根 磐城國幣中社 郡都古別神社 大和國南葛城郡葛城村 縣社高鴨神社 出雲國松江郡鹽冶村 伯耆國東伯耆郡旭村 備前國兒島郡神村 美作國加茂郡加茂村 神戶劍(神度劍)を祀れるは 越中國中新川郡宮川村 郷社 神代神社

子ども聞きて、降り来て哭き悲みて、乃ち、其處に、喪屋を作りて、河鴈を岐佐理持(死者食持)とし、鷺を掃持とし、翠鳥を御食人とし、雀を確女とし、雉を哭女とし、斯く行ひ定めて、日八日、夜八夜を遊びたりき。
此の時、阿遲志貴高日子根神(メ)到まして、天若日子が喪を弔ひ給ふ時に、天より降り到つる天若日子が父、亦、其の妻、皆哭きて、「我が子は死なずてありけり、我が君は死なずて坐しけり」といひて、手足に取り懸りて、哭き悲みき。其の過てる所以は、此の二柱の神の容姿、甚、能く似たり、故、是を以て、過てるなりけり。

於是、阿遲志貴高日子根神、大く怒りて曰らく、「我は、愛しき友なれこそ、弔ひ來つれ、何とかも、吾を穢き死人に比ふる」と云ひて、御佩せる十掬劍を抜きて、其の喪屋を切り伏せ、足以て躡離ち遣りき。此は、美濃國の藍見河の河上なる喪山といふ者なり。其の持ちて切れる大刀の名は、大量といふ。亦の名は神度劍ともいふ。故、阿治志貴高日子根神は、忿りて飛び去り給ふ時に、其の伊呂妹(同母妹)高比賣命、其の御名を顯さんと思ひて、歌ひけらく。

阿米那流夜 淤登多那婆多能 宇那賀世流
多麻能美須麻流 美須麻流 阿那陀麻波夜

機織女

思兼神及諸の神白す

美多邇 布多和多良須 阿治志貴 多迦比古泥
 能 迦微會也
 (天在や) 弟機織女の 頸懸せる 玉の御統
 其御統るに 穴玉映や 眞谷 二亘らす
 阿治志貴 高比古根の 神ぞや
 此の歌は美振なり。
 於是 天照大御神、詔り給はく、「亦、易れの神を遣はしては
 吉けむ。爾、思兼神、及、諸の神等白しけらく、「天の安河の
 河上の天の石屋に坐す、名は、伊都之尾羽張神、是れ遣はすべ
 し、若し又、此の神ならずば、其の神の御子、建御雷之男神、

恐之

前(尖) 熱烈不動劍の 突に躍坐す

(三)此の天鳥船神は武
 夷鳥神ならむといふ
 武蔵國南埼玉郡鷺宮村
 縣社 鷺宮神社
 (シ)此の十拳劍即詔靈
 劍、又經津彥劍を祀
 れるは
 大和國官幣大社
 石上神宮

第二段 神代本紀 天孫御降臨(理想の實現)

此遣はすべし。且、其の天の尾羽張神は、天の安河の水を、逆
 に塞ぎ上げて、道を塞ぎ居れば、侘神は得行かじ、彼、別に、
 天迦久神を遣はして、「問ふべし」と白しき。
 故、爾、天迦久神を使はして、天尾羽張神に問ふ時に、「恐之
 (畏し)、仕へ奉らむ、然れども、此の道には、僕が子、建御雷
 神を遣はすべし」と答白して、乃ち、貢進ゆき。爾、天鳥船
 神(三)を建御雷神に副へて遣はしき。
 是を以て、此の二神、出雲國の伊那佐之小濱に、降り到き
 て、十拳劍(シ)を抜きて、浪の穂に、逆に刺し立てて、其劍
 の前(尖)に、跌坐して、其大國主神に、問ひ給はく、「天照大御神、

高木神の御命以て、問ひに使はせり、汝が宇志波那流(領有る)、
 葦原の中の國者、我が御子の知らさむ國、と言依らし給へり、
 故、汝が心、奈何にぞ、と問ひ給ふ時に、爾、答白らく、「僕は、
 得白さじ、我が子、八重言代主神、是れ申すべきを、鳥の遊、
 取魚しに、御大の前(崎)に往きて、未だ還り來ず」と白しき。
 故、爾、天鳥船神を遣はして、八重事代主神(エ)を徴し來
 て、問ひ給ふ時に、其の父の大神に、語けて言、「恐之(畏し)、此
 の國は、天つ神の御子に奉り給へ」といひて、即ち、其の船を
 踏み傾けて、天の逆手を青柴垣に拍ち成して隠りましき。
 故、爾、其の大國主神に問ひ給はく、「今、汝が子、事代主神、

高木神の御命以て、問ひに使はせり、汝が宇志波那流(領有る)、
 葦原の中の國者、我が御子の知らさむ國、と言依らし給へり、
 故、汝が心、奈何にぞ、と問ひ給ふ時に、爾、答白らく、「僕は、
 得白さじ、我が子、八重言代主神、是れ申すべきを、鳥の遊、
 取魚しに、御大の前(崎)に往きて、未だ還り來ず」と白しき。
 故、爾、天鳥船神を遣はして、八重事代主神(エ)を徴し來
 て、問ひ給ふ時に、其の父の大神に、語けて言、「恐之(畏し)、此
 の國は、天つ神の御子に奉り給へ」といひて、即ち、其の船を
 踏み傾けて、天の逆手を青柴垣に拍ち成して隠りましき。
 故、爾、其の大國主神に問ひ給はく、「今、汝が子、事代主神、

うしはく(着
 眼)

道理の問答

言即行

土佐國幡多郡平田村
 大和國南葛城郡御所町
 出雲國國幣中社
 美保神社
 美作國久米郡神目村
 縣社 志呂神社
 縣社 鳥取市
 縣社 長田神社四ノ
 備前國御津郡上建部村
 鄉社 多自枯鴨神社

如此白訖ぬ、亦、白すべき子ありや、と問ひ給ひき。
 於是、亦、白しつらく、また、我が子、建御名方神あり、此
 れを除きてはなし。」如此、白し給ふ折しも、其の建御名方神
 (ヒ)、千引岩を手末に撃つて來て、「誰れぞ、我が國に來て、密
 密、如此く物言ふ、然らば、力競べせむ。故、我、先づ、其の
 御手を取らむ」といふ。故、其御手を取らしむれば、即ち、立
 氷に取り成し、亦、劔刃に取り成しつ、故爾、懼れて、退き居
 り。爾、其の建御名神の手を取らむと、乞ひ歸して取れば、若
 草を取るが如く、搥批(握み搾ぎ)て、投げ離ち給へば、即ち
 逃げ去にき。故、追ひ往きて、科野國の洲羽海に迫め到りて、

實力調べ

葦原にて退却
 見へたる唯